



相続税の申告のしかた

平成23年分用
税務署

① 相続税のあらまし

- | | | |
|---|---------------------------------------|---|
| 1 | 相続税とはどのような税金でしょうか…………… | 1 |
| 2 | 相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与とはどのようなことでしょうか…………… | 1 |

② 相続税の申告

- | | | |
|-----|--|----|
| 1 | どのような人が相続税の申告をする必要があるのでしょうか…………… | 2 |
| 2 | 相続税の申告書は、いつまでに、どこに提出するのでしょうか…………… | 2 |
| | Q & A 私は相続税の申告書の提出が必要ですか？…………… | 3 |
| 3 | 相続税は、どのような財産にかかるのでしょうか…………… | 3 |
| | Q & A 家族名義の財産は？…………… | 3 |
| | Q & A 相続税の課税対象となる生命保険金（退職手当金等）の金額は？…………… | 5 |
| 4 | 相続税は、どのように計算するのでしょうか…………… | 6 |
| (1) | 相続税額の計算方法について…………… | 6 |
| | Q & A 相続税額の計算方法は？…………… | 7 |
| (2) | 税額控除のあらまし…………… | 8 |
| | Q & A 配偶者は相続税が軽減される？…………… | 9 |
| (3) | 相続財産の評価のあらまし…………… | 10 |
| | Q & A 不動産の評価方法は？…………… | 10 |
| | Q & A 居住用宅地や事業用宅地について、どのような特例があるのですか？…………… | 12 |
| (4) | 小規模宅地等の特例…………… | 12 |
| (5) | 特定計画山林の特例…………… | 16 |
| (6) | 特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例…………… | 17 |
| (7) | 小規模宅地等の特例、特定事業用資産の特例及び特定計画山林の特例の併用…………… | 18 |
| (8) | 農地等についての相続税の納税猶予の特例…………… | 18 |
| (9) | 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例…………… | 22 |
| 5 | 提出した申告書を訂正する必要がある場合は、どうすればよいのでしょうか…………… | 27 |
| 6 | 相続税の申告期限前に災害により相続財産に被害を受けた場合には相続税が軽減されるのでしょうか…………… | 28 |

③ 相続税の納付

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 相続税はどのように納めるのでしょうか（金銭納付）…………… | 29 |
| | Q & A 相続税の納付は？…………… | 29 |
| | Q & A 相続税の還付金の受取方法は？…………… | 30 |
| 2 | 連帯納付義務とは、どのような義務でしょうか…………… | 30 |
| 3 | 金銭納付が困難な場合は、どうすればよいのでしょうか（延納及び物納）…………… | 32 |

④ 相続税の申告書の記載例

- | | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 申告書の記載の順序について…………… | 35 |
| 2 | 具体的な記載例について…………… | 36 |
| | Q & A 具体的な相続税額は？…………… | 36 |

- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】においても相続税に関する情報を掲載しておりますのでぜひご利用ください。なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。
※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、税務署で待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

この冊子は、平成23年6月30日現在の法令等に基づいて作成しています。

なお、この冊子では、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法を「平成21年改正前の租税特別措置法」と、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第58号）による改正前の租税特別措置法施行令を「平成22年改正前の租税特別措置法施行令」と、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成22年財務省令第17号）による改正前の租税特別措置法施行規則を「平成22年改正前の租税特別措置法施行規則」と表記しています。

① 相続税のあらまし

1 相続税とはどのような税金でしょうか

相続税は、個人が被相続人（亡くなられた人のことをいいます。）の財産を相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した場合に、その取得した財産の価額を基に課される税金です。

2 相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与とはどのようなことでしょうか

(1) 相 続

相続は、原則として、死亡によって開始します。そして、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に関する一切の権利義務を承継することになります（扶養を請求する権利や文化功労者年金を受ける権利など被相続人の一身に専属していたものは、承継されません。）。

(2) 遺 贈

遺贈とは、被相続人の遺言によってその財産を移転することをいいます。

（注）贈与をした人が亡くなることによって効力を生じる贈与（これを死因贈与といいます。）については、相続税法上、遺贈として取り扱われます。

(3) 相続時精算課税に係る贈与

相続時精算課税とは、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときにその贈与財産の価額と相続や遺贈によって取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納付した贈与税に相当する金額を控除した額をもって納付すべき相続税額とする制度（相続時に精算）で、その贈与者から受けける贈与を「相続時精算課税に係る贈与」といいます。

贈与により財産を取得した人が、この制度の適用を受けるためには、一定の要件の下、原則として贈与税の申告時に贈与税の申告書とともに「相続時精算課税選択届出書」を税務署に提出する必要があります。この届出書を提出した人を「相続時精算課税適用者」といいます。

(4) 相続人

民法では、相続人の範囲と順位について次のとおり定めています。ただし、相続を放棄した人や相続権を失った人は初めから相続人でなかったものとされます。

イ 被相続人の配偶者は、常に相続人となります。

（注）配偶者とは、婚姻の届出をした夫又は妻をいい、内縁関係にある人は含まれません。

ロ 次の人は、次の順序で配偶者とともに相続人となります。

（イ）被相続人の子（子が被相続人の相続開始以前に死亡しているときや相続権を失っているときは、孫（直系卑属）が相続人となります。）

（ロ）被相続人に子や孫（直系卑属）がないときは、被相続人の父母（父母が被相続人の相続開始以前に死亡しているときや相続権を失っているときは、祖父母（直系尊属）が相続人となります。）

（ハ）被相続人に子や孫（直系卑属）も父母や祖父母（直系尊属）もいないときは、被相続人の兄弟姉妹（兄弟姉妹が被相続人の相続開始以前に死亡しているときや相続権を失っているときは、おい、めい（兄弟姉妹の子）が相続人となります。）

② 相続税の申告

1 どのような人が相続税の申告をする必要があるのでしょうか

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した各人の課税価格の合計額（6ページの4(1)の□参照）が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

したがって、課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額以下である場合には、相続税の申告をする必要はありません（小規模宅地等の特例（12ページ参照）や特定計画山林の特例（16ページ参照）などを適用することにより課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額以下となる場合には、相続税の申告をする必要がありますので、ご注意ください。）。

「遺産に係る基礎控除額」は、5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数) の算式で計算します。

法定相続人の数

上記算式における「法定相続人の数」は、相続の放棄をした人があっても、その放棄がないとした場合の相続人の数をいいますが、被相続人に養子がある場合には、「法定相続人の数」に含める養子の数については、次のそれぞれに掲げる人数までとなります。

- | | |
|----------------|----|
| イ 被相続人に実子がある場合 | 1人 |
| ロ 被相続人に実子がない場合 | 2人 |

例えば、相続人が実子1人、養子2人の場合には、相続人の数は3人ですが、「法定相続人の数」は2人となります。

また、相続人が養子3人の場合には、相続人の数は3人ですが、「法定相続人の数」は2人となります。



2 相続税の申告書は、いつまでに、どこに提出するのでしょうか

(1) 相続税の申告書の提出期限

相続税の申告書の提出期限（以下「申告期限」といいます。）は、相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月目の日です。申告期限の日が日曜日・祝日などの休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日が相続税の申告期限となります。

（参考）

	相続開始の日	申告期限
10か月目の日が休日又は土曜日に当たらない場合	平成23年7月11日（月）	平成24年5月11日（金）
10か月目の日が日曜日の場合	平成23年8月10日（水）	平成24年6月11日（月）

(2) 相続税の申告書の提出先

相続税の申告書は、被相続人の死亡の時における住所地を所轄する税務署長に提出します。
相続人の住所地を所轄する税務署長ではありませんのでご注意ください。

(3) 相続税の申告書の提出方法

相続税の申告書は、同じ被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が共同で作成して提出することができます。

しかし、これらの人の間で連絡がとれない場合やその他の事由で申告書を共同で作成して提出することができない場合には、別々に申告書を提出しても差し支えありません。

なお、相続税の申告書の提出に当たっては、71ページの「（参考）相続税の申告の際に提出していただく主な書類」に掲げる書類を添付してください。

Q&A 私は相続税の申告書の提出が必要ですか？

問： この度、父が亡くなり、父の財産を相続することになりました。相続税がかかる財産の価額の合計額が1億円、父の債務・葬式費用の合計額が1,000万円である場合、相続税の申告は必要でしょうか。相続人は母と姉と私の3人です。

なお、3人で協議した結果、財産債務は全て母が承継し、葬式費用も母が負担しました。

答： 課税価格の合計額（9,000万円）が遺産に係る基礎控除額（8,000万円）を超えており、財産を取得する人（母）は相続税の申告が必要です。

相続税の申告書は、相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月以内に被相続人の住所地を所轄する税務署長に提出してください。

【課税価格の合計額】の計算 1億円 - 1,000万円 = 9,000万円

【遺産に係る基礎控除額】の計算 5,000万円 + (1,000万円×3人) = 8,000万円

被相続人の所得税・消費税の申告

被相続人の相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人の死亡の日）の翌日から4か月以内にその相続人が所得税・消費税の申告書を、被相続人の死亡の時における納税地を所轄する税務署長に提出することになります。

なお、これにより納めることとなった所得税・消費税の税額は、相続財産の価額から差し引くことができます。

3 相続税は、どのような財産にかかるのでしょうか

「相続税がかかる財産」は、原則として、相続や遺贈によって取得した財産です。

このほか、①相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（③の財産を除きます。）、②相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産、③生前の被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（以下「相続時精算課税適用財産」といいます。）についても、相続税がかかる財産に含まれます。

(注) 暦年課税とは、贈与税の課税方式の一つであり、相続時精算課税（1ページの(3)参照）とは異なり、贈与時に、贈与財産に対する贈与税を納付することにより完結させる制度（相続開始前3年以内の贈与財産（4ページのハ参照）以外は相続時の精算が不要）です。贈与税について相続時精算課税の適用を受けない場合には、暦年課税が適用されます。

(1) 相続税がかかる財産（相続税の課税対象となる財産）のあらまし

イ 相続や遺贈によって取得した財産

相続税の課税対象となる財産は、被相続人が相続開始の時において所有していた土地、家屋、立木、事業（農業）用財産、有価証券、家庭用財産、貴金属、宝石、書画骨とう、電話加入権、預貯金、現金などの金銭に見積もることができる全ての財産をいいます（70ページ参照）。

(注) 日本国に住所がない人の相続税の課税対象となる財産など

相続開始の時に日本国内に住所がない人については、相続税の課税対象となる財産の範囲や相続財産から控除できる債務の範囲など、この冊子の説明と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。



Q&A 家族名義の財産は？

問： 父（被相続人）の財産を整理していたところ、家族名義の預金通帳が見つかりました。この家族名義の預金も相続税の申告に含める必要があるのでしょうか。

答： 名義にかかわらず、被相続人の財産は相続税の課税対象となります。したがって、被相続人が購入（新築）した不動産でまだ登記をしていないものや、被相続人の預貯金、株式、公社債、貸付信託や証券投資信託の受益証券等で家族名義や無記名のものなども、相続税の申告をしなければなりません。

□ 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（みなし相続財産）

次のようなものは、相続や遺贈によって取得したものとみなされ、相続税がかかります。

[みなし相続財産の例]

死亡保険金等	死亡に伴い支払われる生命保険金、損害保険金、農業協同組合などの生命共済金や傷害共済金（以下「保険金」といいます。）のうち、被相続人が負担した保険料や共済掛金に対応する部分の金額（保険金を年金その他の定期金で支払いを受ける場合を含みます。） ※1 相続人が受け取った保険金については一定額が非課税となります（次頁の(3)参照）。 2 保険金には、保険業法の免許を受けていない外国の保険業者から支払われるものが含まれます。
死亡退職金等	死亡に伴い支払われる退職金、功労金、退職給付金など（退職金などを年金その他の定期金で支払いを受ける場合を含みます。以下「退職手当金等」といいます。） ※ 相続人が受け取った退職手当金等については一定額が非課税となります（次頁の(3)参照）。
生命保険契約に関する権利	被相続人が保険料を負担し、被相続人以外の人が契約者となっている生命保険契約で、相続開始の時において、まだ保険金の支払い事由が発生していないもの

(注) 上記のほか、①被相続人が掛金や保険料を負担していた定期金に関する権利や保証期間付定期金に関する権利、②被相続人の遺言によって債務の免除を受けた経済的利益、③贈与税の納税猶予の特例を受けていた農地等や非上場株式等なども相続や遺贈によって取得したものとみなされます。

ハ 相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、相続開始前3年以内にその被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産（以下「相続開始前3年以内の贈与財産」といいます。）の価額（相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額）は、相続税の課税価格に加算され、相続税がかかります。

ただし、被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産であっても特定贈与財産に該当する部分の価額は、相続税の課税価格に加算されません。

この特定贈与財産とは、被相続人の配偶者（贈与の時において被相続人との婚姻期間が20年以上である配偶者に限ります。）が、贈与によって取得した居住用不動産又は金銭で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる部分をいいます。

(イ) その贈与が相続開始の年の前年、前々年又は前々々年にされた場合で、その贈与につき贈与税の配偶者控除の適用を受けているとき

その財産のうち適用を受けた贈与税の配偶者控除額に相当する部分

(ロ) その贈与が相続開始の年にされた場合で、その配偶者が被相続人からの贈与について既に贈与税の配偶者控除の適用を受けていない人であるとき

その財産について贈与税の配偶者控除の適用があるものとした場合にその控除額（2,000万円が限度となります。）に相当する部分としてその人が選択した部分

(注) 上記(ロ)の適用を受ける特定贈与財産については、別途、贈与税の申告が必要となりますので、ご注意ください。

二 相続時精算課税適用財産

相続時精算課税適用者が被相続人から取得した相続時精算課税適用財産の価額（相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額）は、相続税の課税価格に加算され、相続税がかかります。

なお、相続時精算課税適用者が、相続や遺贈によって財産を取得しなかった場合であっても、被相続人から取得した相続時精算課税適用財産は、相続により取得したものとみなされ、相続税がかかります。

(2) 住宅取得等資金の贈与税の非課税の適用を受けた金銭贈与

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に被相続人から贈与により住宅取得等資金を取得し、その贈与により取得した住宅取得等資金のうち直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（租税特別措置法第70条の2）の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、上記ハ又はニにかかわらず、相続税の課税価格には加算されません。

なお、住宅取得等資金の贈与が相続開始の年にされた場合で、その贈与により取得した住宅取得等資金のうち直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の適用を受け、贈与税の課税財産に算入しないこととする金額がある場合には、別途、贈与税の期限内申告が必要となりますので、ご注意ください。

(3) 相続税がかからない財産のあらまし（非課税財産）

相続や遺贈によって取得した財産であっても、次のものには相続税はかかりません。

〔非課税財産の例〕

墓 地 等	墓地、墓碑、仏壇、仏具など
死亡保険金等の一部	相続人が受け取った保険金のうち、次の算式によって計算した金額までの部分（非課税限度額） $(500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}) \times \frac{\text{その相続人の受け取った保険金の合計額}}{\text{相続人全員の受け取った保険金の合計額}}$ ※「法定相続人の数」については2ページ参照
死亡退職金等の一部	相続人が支給を受けた退職手当金等のうち、次の算式によって計算した金額までの部分（非課税限度額） $(500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}) \times \frac{\text{その相続人が支給を受けた退職手当金等の合計額}}{\text{相続人全員が支給を受けた退職手当金等の合計額}}$ ※「法定相続人の数」については2ページ参照

(注) 上記のほか、次の財産についても相続税はかかりません。

- イ 心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権
- ロ 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う一定の人が取得した財産で、その公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
- ハ 相続税の申告期限までに、国、地方公共団体、特定の公益法人、認定特定非営利活動法人、特定地域雇用等促進法人に寄附した一定の財産（相続税の申告書に一定の書類を添付しなければなりません。）
- ニ 相続税の申告期限までに、特定公益信託の信託財産とするために支出した一定の金銭（相続税の申告書に一定の書類を添付しなければなりません。）



Q&A 相続税の課税対象となる生命保険金（退職手当金等）の金額は？

問： 夫の死亡に伴い、生命保険金を妻である私が4,000万円、子供が1,000万円を受け取りましたが、この生命保険金のうち、相続税の課税対象となる金額はどのように計算すればよいのでしょうか。法定相続人は私と子供の2人です。

答： 受け取った生命保険金の額から上記(3)の算式に当てはめて計算した非課税限度額を差し引いた残額が相続税の課税対象となる金額です。

なお、退職手当金等の支給があった場合も同様に計算します。

	非課税限度額	相続税の課税対象となる金額
妻	$(500\text{万円} \times 2\text{人}) \times \frac{4,000\text{万円}}{4,000\text{万円} + 1,000\text{万円}} = 800\text{万円}$	$4,000\text{万円} - 800\text{万円} = 3,200\text{万円}$
子	$(500\text{万円} \times 2\text{人}) \times \frac{1,000\text{万円}}{4,000\text{万円} + 1,000\text{万円}} = 200\text{万円}$	$1,000\text{万円} - 200\text{万円} = 800\text{万円}$

(4) 相続財産から控除できる債務、葬式費用のあらまし

イ 控除できる債務

被相続人の債務は、相続財産（相続時精算課税適用財産を含みます。以下、口において同じです。）の価額から差し引かれます。差し引くことができる債務には、借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかつた国税、地方税などで、まだ納めていなかつたものも含まれます。

ロ 控除できる葬式費用

被相続人の葬式に際して相続人が負担した費用は、相続財産の価額から差し引かれます。葬式費用とは、①お寺などへの支払い、②葬儀社、タクシー会社などへの支払い、③お通夜に要した費用などです。なお、墓地や墓碑などの購入費用、香典返しの費用や法要に要した費用などは、葬式費

用に含まれません。

4 相続税は、どのように計算するのでしょうか

(1) 相続税額の計算方法について

各人の納付すべき相続税額の計算方法について、順序を追って説明しますと次のとおりです。

イ 各人の課税価格の計算

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人ごとに各人の課税価格を計算します。

$$\left(\begin{array}{l} \boxed{\text{相続や遺贈によって} \\ \text{取得した財産の価額}} + \boxed{\text{相続時精算課税適用} \\ \text{財産の価額}} - \boxed{\text{債務・葬式費用の金額}} \end{array} \right) + \boxed{\text{相続開始前3年以内} \\ \text{の贈与財産の価額}} = \boxed{\text{各人の課税価格}}$$

- (注) 1 「相続や遺贈によって取得した財産の価額」には、みなし相続財産の価額が含まれ、非課税財産の価額が除かれます。
2 「債務・葬式費用の金額」を差し引いた結果、赤字のときは「0」とし、その上で「相続開始前3年以内の贈与財産の価額」を加算します。

ロ 課税遺産総額の計算

課税遺産総額は、上記イで計算した各人の課税価格の合計額（「課税価格の合計額」といいます。）から遺産に係る基礎控除額（2ページ参照）を差し引いて計算します。

$$\boxed{\text{課税価格の合計額}} - \boxed{\text{遺産に係る基礎控除額}} = \boxed{\text{課税遺産総額}}$$

ハ 相続税の総額の計算

相続税の総額の計算は、まず、相続人等が遺産を実際にどのように分割したかに関係なく、「法定相続人の数」（2ページ参照）に算入された相続人が上記ロの課税遺産総額を法定相続分（8ページの「主な法定相続分について」参照）に応じて取得したものと仮定し（下図では、配偶者と子2人を相続人としています。）、各人ごとの取得金額を計算します。

次に、この各人ごとの取得金額にそれぞれ相続税の税率を掛けた金額（法定相続分に応じる税額）を計算し、その各人ごとの金額を合計します。この合計した金額を相続税の総額といいます。

課税遺産総額		
配偶者 (2分の1)	子 1 (4分の1)	子 2 (4分の1)
× 税率	× 税率	× 税率
$\boxed{2\text{分の1に応じる税額}}$	$\boxed{4\text{分の1に応じる} \\ \text{税額}}$	$\boxed{4\text{分の1に応じる} \\ \text{税額}}$
+ + =	+ + =	$\boxed{\text{相続税の総額}}$

- (注) 相続税の税率及び税額の計算方法については、「申告書第2表」（41ページ参照）の「相続税の速算表」をご覧ください。

ニ 各人の納付すべき相続税額又は還付される税額の計算

相続税の総額を課税価格の合計額（上記ロ参照）に占める各人の課税価格（上記イで計算した課税価格）の割合であん分して計算した金額が各人ごとの相続税額となります。

なお、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった孫（直系卑属）を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算されます。

- (注) 1 この場合の一親等の血族には、被相続人の養子となっている被相続人の孫（直系卑属）は、被相続人の子（直系卑属）が相続開始前に死亡したときや相続権を失ったためその孫が代襲して相続人となるときを除き、含まれません（加算の対象となります。）。
2 相続時精算課税適用者が相続開始の時において被相続人の一親等の血族に該当しない場合であっても、相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した時において被相続人の一親等の血族であったときは、その財産に対応する一定の相続税額については加算の対象なりません。

次に、各人ごとの相続税額から「贈与税額控除額」、「配偶者の税額軽減額」、「未成年者控除額」などの税額控除の額を差し引いた金額が、各人の納付すべき相続税額又は還付される税額となります。

Q&A 相続税額の計算方法は？

問： 「相続税がかかる財産」の価額の合計額が1億3,000万円、「債務・葬式費用」の合計額が3,000万円である場合の相続税額の計算方法を説明してください。

なお、相続人は妻と子2人で「相続税がかかる財産」の分割及び「債務・葬式費用」の負担状況は次の表のとおりです。

相続人	妻	子	子	合計
相続税がかかる財産	7,000万円	3,000万円	3,000万円	1億3,000万円
債務・葬式費用	3,000万円	—	—	3,000万円

答： 次のとおり計算します。

【各人の課税価格の計算】

$$\text{妻} \quad 7,000\text{万円} - 3,000\text{万円} = 4,000\text{万円}$$

$$\text{子} \quad 3,000\text{万円} - 0\text{万円} = 3,000\text{万円}$$

各人に相続税がかかる財産の価額から債務・葬式費用を差し引き計算します。

【課税価格の合計額の計算】

$$4,000\text{万円} + 3,000\text{万円} + 3,000\text{万円} = 1\text{億円}$$

各人の課税価格を合計した金額が「課税価格の合計額」となります。

【課税遺産総額の計算】

課税価格の合計額1億円から、遺産に係る基礎控除額8,000万円（5,000万円+1,000万円×3人）を差し引いた金額、2,000万円が課税遺産総額となります。

$$1\text{億円} - 8,000\text{万円} = 2,000\text{万円}$$

遺産に係る基礎控除額は、次により計算します。

(5,000万円+1,000万円×法定相続人の数)

※「法定相続人の数」については2ページ参照

【相続税の総額の計算】

課税遺産総額（2,000万円）

妻 $\left(\frac{1}{2}\right)$ 1,000万円	子 $\left(\frac{1}{4}\right)$ 500万円	子 $\left(\frac{1}{4}\right)$ 500万円
--------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

まず、課税遺産総額2,000万円を法定相続分（「法定相続人の数」に応じた相続分）であん分します。

次に、あん分したそれぞれの金額に税率を掛けて税額を計算します。

↓
(×税率)
100万円

↓
(×税率)
50万円

↓
(×税率)
50万円

この事例では税率は10%となります。
具体的には申告書第2表に記載されている「相続税の速算表」（41ページ参照）を使用して計算します。

計算したそれぞれの税額を合計した金額が相続税の総額となります。

↓
↓
↓
相続税の総額 200万円

【各人の納付すべき相続税額の計算】

相続税の総額を課税価格の合計額に占める各人の課税価格の割合であん分します。

妻80万円	子60万円	子60万円
↓	↓	↓

あん分した税額から、各種の税額控除の額を差し引きます。この事例では「配偶者の税額軽減」（8ページの口参照）のみ適用があったとして計算します（配偶者の税額軽減額は80万円）。

(実際に納付する相続税)		
妻 0円	子60万円	子60万円



主な法定相続分について

法定相続分とは、民法第900条及び第901条に規定する相続分で、主なものには次のとおりです。



被相続人に		相続人	法定相続分
		配偶者	2分の1
子がいる場合	子	2分の1	
	配偶者	3分の2	
子がない場合	父母	3分の1	
	配偶者	4分の3	
子も父母もいない場合	兄弟姉妹	4分の1	

(注) 子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときには、それぞれの相続分は均等になります。

(2) 税額控除のあらまし

税額控除には、次のものがあり、その控除は次の順序に従って行います。

なお、次のイからへの控除により赤字になる場合は、納付すべき相続税額は「0」となります。

イ 历年課税分の贈与税額控除（「申告書第4表」の2、43ページ参照）

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人に相続開始前3年以内の贈与財産について課せられた贈与税がある場合には、その人の相続税額からその贈与税額（贈与税の外国税額控除前の税額です。）を控除します。

ロ 配偶者の税額軽減（「申告書第5表」44ページ参照）

相続や遺贈によって財産を取得した人が被相続人の配偶者である場合には、その配偶者の相続税額から、次の算式によって計算した金額を控除します。

なお、配偶者の税額軽減を受けることによって納付すべき相続税額が「0」となる人であっても、相続税の申告書の提出が必要ですのでご注意ください。

$$(算式) \quad \text{相続税の総額} \times \frac{\text{次の①又は②のうちいずれか少ない方の金額}}{\text{課税価格の合計額}}$$

- ① 課税価格の合計額に配偶者の法定相続分を掛けて計算した金額又は1億6千万円のいずれか多い方の金額
- ② 配偶者の課税価格 （相続税の申告期限までに分割されていない財産の価額は除かれます。）

(注) 1 ②の「配偶者の課税価格」に含まれる財産は次のものになります。

A	申告期限内に遺産分割（遺産の一部分割を含みます。）によって取得した財産
B	単独相続によって取得した財産
C	特定遺贈によって取得した財産
D	相続税法上、相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産
E	相続開始前3年以内の贈与財産で、相続税の課税価格に加算されるもの

- 2 相続税の申告期限までに分割されていない財産であっても、次のi又はiiに掲げる場合に該当することとなったときは、改めて上記の算式により配偶者の税額軽減の計算を行うことができますが、この場合、遺産分割が行われた日の翌日から4か月以内に更正の請求書を提出しなければなりません。

- i 相続税の申告期限後3年以内に財産が分割された場合
- ii 相続税の申告期限後3年を経過する日までに財産の分割ができないやむを得ない事情があり、税務署長の承認を受けた場合で、その事情がなくなった日の翌日から4か月以内に分割されたとき （税務署長の承認を受けようとする場合には、相続税の申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月以内に、財産の分割ができないやむを得ない事情の詳細を記載した承認申請書を提出する必要があります。）

Q&A 配偶者は相続税が軽減される？

問： 配偶者の相続税額の軽減について教えてください。

答： 配偶者が相続や遺贈によって実際に取得した財産の価額が1億6千万円以下である場合、又は課税価格の合計額（6ページの4(1)の口参照）に配偶者の法定相続分（子供がいる場合は2分の1）を掛けた金額以下である場合には、相続税の計算上、配偶者には相続税がかからない仕組みになっています。



ハ 未成年者控除（「申告書第6表」の1、45ページ参照）

相続や遺贈によって財産を取得した人が、満20歳未満の相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続人）である場合には、その人の相続税額から、6万円に相続開始の日からその人が満20歳に達するまでの年数（その年数が1年未満であるとき又は1年未満の端数があるときはこれを1年とします。）を掛けて計算した金額（未成年者控除額）を控除します。

この場合、未成年者控除額がその人の相続税額を超える場合には、その超える金額を、その人の扶養義務者の相続税額から控除することができます。

（注）過去に未成年者控除の適用を受けた人の控除額は、上記により計算した金額と次の①の金額から②の金額を差し引いた金額とのうち、いずれか少ない方の金額となりますのでご注意ください。

① 6万円に前の相続開始の日からその人が満20歳に達するまでの年数を掛けて計算した金額

② 過去の相続税額の計算において、その人及びその人の扶養義務者が実際に控除を受けた未成年者控除の金額

ニ 障害者控除（「申告書第6表」の2、45ページ参照）

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、日本国内に住所を有する障害者で、かつ、相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続人）である場合には、その人の相続税額から、6万円（特別障害者である場合には12万円）に相続開始の日からその人が満85歳に達するまでの年数（その年数が1年未満であるとき又は1年未満の端数があるときはこれを1年とします。）を掛けて計算した金額（障害者控除額）を控除します。

この場合、障害者控除額がその人の相続税額を超える場合には、その超える金額を、その人の扶養義務者の相続税額から控除することができます。

（注）過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額及び過去の相続の時と今回の相続の時における障害の程度が異なる場合の控除額は、上記により計算した金額とは異なりますので、税務署にお尋ねください。

ホ 相次相続控除（「申告書第7表」46ページ参照）

今回の相続開始前10年以内に被相続人が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得し相続税が課されていた場合には、その被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人（相続人に限ります。）の相続税額から一定の金額を控除します。

ヘ 外国税額控除（「申告書第8表」の1、47ページ参照）

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって外国にある財産を取得したため、その財産について外国で相続税に相当する税金が課された場合には、その人の相続税額から一定の金額を控除します。

ト 相続時精算課税分の贈与税額控除（「申告書第11の2表」58ページ参照）

相続時精算課税適用者に相続時精算課税適用財産について課せられた贈与税がある場合には、その人の相続税額（8ページのイから上記への控除により赤字の場合は「0」となります。）からその贈与税額（贈与税の外国税額控除前の税額です。）に相当する金額を控除します。

なお、その金額を相続税額から控除する場合において、なお控除しきれない金額があるときは、その控除しきれない金額（相続時精算課税適用財産に係る贈与税について外国税額控除の適用を受けた場合には、その控除しきれない金額からその外国税額控除額を控除した残額）に相当する税額の還付を受けることができます。

この税額の還付を受けるためには、相続税の申告書を提出しなければなりません。

(3) 相続財産の評価のあらまし

相続財産の価額は、原則として相続開始時の時価で評価します。主な財産の評価のあらましは次のとおりです。

Q&A 不動産の評価方法は？

問： 不動産は何に基づいて評価するのですか。

答： 土地については、「路線価図」や「評価倍率表」に基づいて評価します。また、家屋については、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）によります。

なお、「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で閲覧することができます（財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【www.rosenka.nta.go.jp】）。

イ 土地

(イ) 宅地

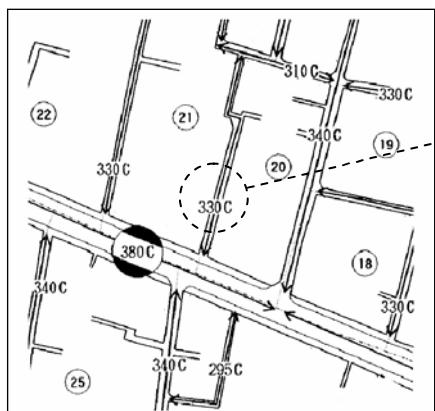
宅地の評価方法には、【路線価方式】と【倍率方式】という2つの方法があります。

【路線価方式】

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことです。

宅地の価額は、路線価をその宅地の形状等に応じた各種補正率（奥行価格補正率、側方路線影響加算率など）で補正した後、その宅地の面積を掛けて計算します。

路線価図（抜粋）



普通住宅地区

$$\begin{array}{l} \text{(路線価)} \quad \text{(奥行価格補正率)} \quad \text{(面積)} \quad \text{(評価額)} \\ 33\text{万円} \quad \times \quad 1.00 \quad \times \quad 180\text{m}^2 = 5,940\text{万円} \end{array}$$

【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額はその宅地の固定資産税評価額(都税事務所や市(区)役所又は町村役場で確認してください。)に一定の倍率(倍率は地域によって異なります。)を掛けて計算します。

評価倍率表(抜粋)

固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
宅地	田	畠	山林	原野	牧場	池沼
倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
路線	比準	比準	比準	比準	比準	
路線	比準	比準	比準	比準		
1.1	純 13	純 22				
1.1	純 11	純 16	純 19	純 20		

$$\begin{array}{l} \text{(固定資産税評価額)} \\ 1,000\text{万円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(倍率)} \\ 1.1 \end{array} = \begin{array}{l} \text{(評価額)} \\ 1,100\text{万円} \end{array}$$

(注) 評価倍率表の「固定資産税評価額に乗ずる倍率等」欄に「路線」と表示されている地域については、路線価方式により評価を行います。

(口) 借地権等

借地権等の評価については次のとおりです。

借 地 権	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額に借地権割合を掛けて計算します。
定期借地権	原則として、相続開始の時において借地権者に帰属する経済的利益及びその存続期間を基として計算します。
貸 宅 地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借地権、定期借地権等の価額を差し引いて計算します。
貸家建付地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借家人の有する敷地に対する権利の価額を差し引いて計算します。

(ハ) 田畠又は山林

固定資産税評価額(都税事務所や市(区)役所又は町村役場で確認してください。)に一定の倍率(倍率は「評価倍率表」で確認することができます。)を掛けて計算します。

ただし、市街地にある田畠又は山林については、原則として付近の宅地の価額に比準して計算します。

口 家屋

固定資産税評価額(都税事務所や市(区)役所又は町村役場で確認してください。)により評価します。

ハ 森林の立木

樹種、樹齢別に定めている標準価額(標準価額は国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認することができます(財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【www.rosenka.nta.go.jp】))を基として評価します。

(注) 相続人や包括受遺者が相続や遺贈によって取得した立木については、標準価額を基として計算した価額の85%相当額によります。

ニ 事業用の機械、器具、農機具等

類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

ホ 上場株式

次の(イ)から(ニ)までの価額のうち、最も低い価額によります。

- (イ) 相続の開始があった日の終値
- (ロ) 相続の開始があった月の終値の月平均額
- (ハ) 相続の開始があった月の前月の終値の月平均額
- (ニ) 相続の開始があった月の前々月の終値の月平均額

ヘ 取引相場のない株式・出資

その会社の規模の大小、株主の態様、資産の構成割合などに応じ次のような方式により評価します。具体的には「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」（評価明細書の様式は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】から印刷することができます。）を用いて評価します。

- (イ) 類似業種比準方式
- (ロ) 純資産価額方式
- (ハ) (イ)と(ロ)の併用方式
- (ニ) 配当還元方式



ト 預貯金

相続開始の日現在の預入残高と相続開始の日現在において解約するとした場合に支払を受けることができる既経過利子の額（源泉徴収されるべき税額に相当する額を差し引いた金額）との合計額により評価します。

チ 家庭用財産・自動車

類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

リ 書画・骨とう等

類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

ヌ 電話加入権

相続開始の日の取引価額又は標準価額（標準価額は国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認することができます（財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【www.rosenka.nta.go.jp】）。）により評価します。

Q&A 居住用宅地や事業用宅地について、どのような特例があるのですか？

問： 相続税の計算をする場合、居住用又は事業用の宅地についての特例があると聞きましたが、どのような特例ですか。

答： 相続税の計算をする場合、一定の要件の下、居住用の宅地や事業用の宅地についてその資産の価額を減額する小規模宅地等の特例が設けられています。

例えば、被相続人の居住用の宅地を被相続人の配偶者が取得した場合、その宅地の価額は、その宅地のうち240m²までの部分についてその評価額の80%が減額されます。なお、特例の要件等については、次の(4)をご覧ください。

(4) 小規模宅地等の特例（「申告書第11・11の2表の付表1、2の1、2の2、2の3」59ページから63ページまで参照）

イ 特例のあらまし

個人が、相続や遺贈によって取得した財産のうち、その相続開始の直前において被相続人若しくは被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族（以下「被相続人等」といいます。）の事業の用に供されていた土地若しくは土地の上に存する権利（以下「宅地等」といいます。）又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち一定の面積までの部分（以下「小規模宅地等」といいます。）については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、次の表に掲げる区分ごとに次に掲げる割合を減額します。

なお、相続時精算課税に係る贈与によって取得した宅地等については、この特例の適用を受けることはできません。

また、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により財産を取得したいずれかの人が、その被相続人から相続時精算課税に係る贈与により取得した一定の株式又は出資について平成21年改正前の租税特別措置法第70条の3の3第1項又は第70条の3の4第1項の規定の適用を受けていた場合には、この特例の適用を受けることはできません。

【特例の適用を受ける宅地等】

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件		限度面積	減額される割合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業用の宅地等	①	特定事業用宅地等に該当する宅地等	400m ²	80%
		②	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400m ²	80%
		③	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200m ²	50%
		④	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200m ²	50%
		⑤	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200m ²	50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		⑥	特定居住用宅地等に該当する宅地等	240m ²	80%

(注) 1 「宅地等」とは、建物又は構築物の敷地の用に供されているもの（農地及び採草放牧地は除かれます。）をいい、棚卸資産及びこれに準ずる資産を除きます。

2 「貸付事業」とは、「不動産貸付業」、「駐車場業」、「自転車駐車場業」及び事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行う「準事業」をいいます。

3 「限度面積」については、「特定事業用宅地等」、「特定同族会社事業用宅地等」、「特定居住用宅地等」及び「貸付事業用宅地等」のうちいずれか2以上についてこの特例の適用を受けようとする場合は、次の算式を満たす面積がそれぞれの宅地等の限度面積になります。

$$A + (B \times \frac{5}{3}) + (C \times 2) \leq 400 \text{ m}^2$$

A : 「特定事業用宅地等」、「特定同族会社事業用宅地等」の面積の合計 (①+②)

B : 「特定居住用宅地等」の面積の合計 (⑥)

C : 「貸付事業用宅地等」の面積の合計 (③+④+⑤)

※ A、B及びCの面積の端数処理に当たっては、その合計面積が400m²を超えないようご注意ください。

4 宅地等のうちに被相続人等の事業の用又は居住の用以外の用に供されていた部分がある場合には、被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた部分のみが特例の対象となります。

5 この特例と「特定計画山林の特例」(16ページ参照) 又は「特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例」(17ページ参照) を併用して適用する場合には、18ページの(7)をご覧ください。

(イ) 特定事業用宅地等とは

相続開始の直前において被相続人等の事業（不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業を除きます。）の用に供されていた宅地等で、次の区分に応じ、それぞれに掲げる要件の全てに該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをいいます（次表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件の全てに該当する部分で、それぞれの要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限られます。）。

【特定事業用宅地等の要件】

区分	特例の適用要件	
被相続人の事業の用に供されていた宅地等	事業承継要件	その宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を相続税の申告期限までに承継し、かつ、その申告期限までその事業を営んでいること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用に供されていた宅地等	事業継続要件	相続開始の直前から相続税の申告期限まで、その宅地等の上で事業を営んでいること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること

(ロ) 特定同族会社事業用宅地等とは

相続開始の直前から相続税の申告期限まで一定の法人の事業（不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業を除きます。）の用に供されていた宅地等で、次の要件の全てに該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをいいます（一定の法人の事業の用に供されている部分で、次表に掲げる要件の全てに該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により

取得した持分の割合に応ずる部分に限られます。)。

〔特定同族会社事業用宅地等の要件〕

区分	特例の適用要件	
一定の法人の事業の用に供されていた宅地等	法人役員要件	相続税の申告期限においてその法人の役員（法人税法第2条第15号に規定する役員（清算人を除きます。）をいいます。）であること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること

(注) 一定の法人とは、相続開始の直前において被相続人及び被相続人の親族等がその法人の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を有している法人（相続税の申告期限において清算中の法人を除きます。）をいいます。

- ① 被相続人の親族等とは、被相続人の親族及びその被相続人と租税特別措置法施行令第40条の2第9項に定める特別の関係がある者をいいます。
- ② 発行済株式の総数又は出資の総額には、法人の株主総会又は社員総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された租税特別措置法施行規則第23条の2第5項又は第6項に規定する株式又は出資は含まれません。

(ハ) 特定居住用宅地等とは

相続開始の直前において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、次の区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをいいます（次表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当する部分で、それぞれの要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限られます。）。

〔特定居住用宅地等の要件〕

区分	特例の適用要件	
	取得者	取得者ごとの要件
被相続人の居住の用に供されていた宅地等	被相続人の配偶者	「取得者ごとの要件」はありません。
	被相続人と同居していた親族	相続開始の時から相続税の申告期限まで、引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を有している人
	被相続人と同居していない親族	被相続人の配偶者又は相続開始の直前において被相続人と同居していた一定の親族がない場合において、被相続人の親族で、相続開始前3年以内に日本国内にある自己又は自己の配偶者の所有に係る家屋（相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋を除きます。）に居住したことがなく、かつ、相続開始の時から相続税の申告期限までその宅地等を有している人（相続開始の時に日本国内に住所がなく、かつ、日本国籍を有していない人は除かれます。）
被相続人と生計を一にする被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等	被相続人の配偶者	「取得者ごとの要件」はありません。
	被相続人と生計を一についていた親族	相続開始の直前から相続税の申告期限まで、引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を有している人

(二) 貸付事業用宅地等とは

相続開始の直前において被相続人等の事業（不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業に限ります。以下「貸付事業」といいます。）の用に供されていた宅地等で、次ページの表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件の全てに該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをいいます（次ページの表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件の全てに該当する部分で、それぞれの要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限られます。）。

〔貸付事業用宅地等の要件〕

区分	特例の適用要件	
被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等	事業承継要件	その宅地等に係る被相続人の貸付事業を相続税の申告期限までに承継し、かつ、その申告期限までその貸付事業を行っていること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の貸付事業の用に供されていた宅地等	事業継続要件	相続開始の直前から相続税の申告期限まで、その宅地等に係る貸付事業を行っていること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること

□ 郵便局株式会社に貸し付けられている一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等

平成19年9月30日以前に被相続人又は被相続人の相続人と旧日本郵政公社との間の賃貸借契約に基づき郵便局の用に供するために貸し付けられていた一定の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち、平成19年10月1日から相続の開始の直前までの間ににおいて、賃貸借契約の契約事項に一定事項以外の事項の変更がない賃貸借契約に基づき引き続き郵便局の用に供するため郵便局株式会社に対して貸し付けられていた一定の建物（以下「郵便局舎」といいます。）の敷地の用に供されていた宅地等で、その宅地等を取得した相続人から相続の開始の日以後5年以上その郵便局舎を郵便局株式会社が引き続き借り受けることにより、その宅地等を同日以後5年以上郵便局舎の敷地の用に供する見込みであることについて総務大臣の証明がなされた宅地等については、13ページのイ（イ）の特定事業用宅地等に該当するものとして、この特例の適用を受けることができます。詳しくは税務署にお尋ねください。

ハ この特例を受けるための手続

この特例の対象となり得る宅地等又は「特定計画山林の特例」（16ページ参照）及び「特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例」（17ページ参照）の対象となり得る資産を取得した相続人等が2人以上いる場合には、この特例の適用を受けようとする宅地等の選択についてその全員が同意しており、かつ、原則として相続税の申告期限までに分割されている必要があります。

また、相続税の申告書にこの特例の適用を受ける旨その他所定の事項を記載するとともに71ページに掲げる書類を添付する必要があります。

（注） 相続税の申告期限までにこの特例の対象となり得る宅地等が未分割であっても、次のi又はiiに掲げる場合（「特定計画山林の特例」及び「特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例」の適用を受けている場合を除きます。）に該当することとなったときは、この特例の適用を受けることができますが、この場合、遺産分割が行われた日の翌日から4か月以内に更正の請求書を提出しなければなりません。

- i 相続税の申告期限後3年以内に財産が分割された場合
- ii 相続税の申告期限後3年を経過する日までに財産の分割ができないやむを得ない事情があり、税務署長の承認を受けた場合で、その事情がなくなった日の翌日から4か月以内に分割されたとき（税務署長の承認を受けようとする場合には、相続税の申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月以内に、財産の分割ができないやむを得ない事情の詳細を記載した承認申請書を提出する必要があります。）



(5) 特定計画山林の特例（「申告書第11・11の2表の付表1、4」59、64ページ参照）

イ 特例のあらまし

特定計画山林相続人等（次の表の2に掲げる者）が、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与（以下(5)において「贈与」といいます。）によって取得した特定計画山林（次の表の1に掲げる森林）でこの特例の適用を受けるものとして選択したもの（以下「選択特定計画山林」といいます。）について、その相続、遺贈や贈与に係る相続税の申告期限まで引き続きその選択特定計画山林の全てを有している場合（これに準ずる場合を含みます。）には、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、5%を減額します。

なお、被相続人から相続、遺贈や贈与により財産を取得したいずれかの人が、その被相続人から贈与により取得した一定の株式又は出資について平成21年改正前の租税特別措置法第70条の3の3第1項又は第70条の3の4第1項の規定の適用を受けていた場合には、この特例の適用を受けることはできません。

（注）この特例と「小規模宅地等の特例」（12ページ参照）又は「特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例」（17ページ参照）を併用して適用する場合には、18ページの(7)をご覧ください。

1 特定計画山林	2 特定計画山林相続人等
森林施業計画に定められている区域内に存する森林（立木又は土地等をいいます。）	<p>(1) 相続や遺贈によって取得した「特定森林施業計画対象山林」（次の口参照）</p> <p>(2) 贈与（贈与税の申告の際に一定の届出をしたものに限ります。）によって取得した「特定受贈森林施業計画対象山林」（次のハ参照）</p> <p>相続や遺贈によって左の資産を取得した個人で次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。</p> <p>① 被相続人の親族であること。</p> <p>② 相続開始の時から相続税の申告期限まで引き続き選択特定計画山林である特定森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っていること。</p> <p>被相続人から贈与によって左の資産を取得した個人で次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。</p> <p>① 左の資産に係る相続時精算課税適用者であること。</p> <p>② 贈与の時から相続税の申告期限まで引き続き選択特定計画山林である特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っていること。</p>

□ 特定森林施業計画対象山林とは

被相続人が相続開始の直前に有していた森林のうち、相続開始の前に森林法第11条第4項（森林法第12条第3項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第2項の規定により読み替えて適用される森林法第12条第3項において準用する場合を含みます。）の規定による市町村長等の認定（次のハにおいて「市町村長等の認定」といいます。）を受けた森林法第11条第1項に規定する森林施業計画が定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除きます。次のハにおいて同じです。）をいいます。

（注）1 森林施業計画には、森林法第11条第4項第2号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するための同条第1項に規定する森林施業計画のうち森林法施行規則第13条第2項第3号ハに規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの（その特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限ります。）及び同法第16条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第3項の規定による認定の取消しがあったものは含まれません（次のハにおいて同じです。）。

2 特例の対象となる特定森林施業計画対象山林は、特定計画山林相続人等が施業を行うこととされている区域内に存すること等一定の要件を満たした特定計画山林に該当するものに限られます（次のハにおいて同じです。）。

ハ 特定受贈森林施業計画対象山林とは

被相続人である特定贈与者が贈与をした森林のうち、その贈与の前に市町村長等の認定を受けた森林施業計画が定められている区域内に存するものをいいます。

ニ この特例の適用を受けるための手続

この特例の対象となり得る森林又は「小規模宅地等の特例」（12ページ参照）及び「特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例」（17ページ参照）の対象となり得る資産を取得した相続人等が2人以上いる場合には、この特例の適用を受けようとする資産の選択についてその全員が同意しており、かつ、原則として相続税の申告期限までに分割されていることが必要です。

また、相続税の申告書にこの特例の適用を受ける旨その他所定の事項を記載するとともに71ページに掲げる書類を添付する必要があります。

なお、この特例の適用を受ける場合には、相続税の申告期限から2か月以内に租税特別措置法施行規則第23条の2の2第11項に掲げる書類を提出しなければなりません。

(注) 1 特定受贈森林施業計画対象山林についてこの特例の適用を受ける場合には、あらかじめ、贈与税の申告の際にこの特例の適用を受ける旨等を記載した届出書及び一定の書類を提出する必要があります。

2 相続税の申告期限までにこの特例の対象となる森林が未分割であっても、次のi又はiiに掲げる場合に該当することとなったときは、この特例の適用を受けることができますが、この場合、遺産分割が行われた日の翌日から4か月以内に更正の請求書を提出しなければなりません。

i 相続税の申告期限後3年以内に財産が分割された場合

ii 相続税の申告期限後3年を経過する日までに財産の分割ができないやむを得ない事情があり、税務署長の承認を受けた場合で、その事情がなくなった日の翌日から4か月以内に分割されたとき（税務署長の承認を受けようとする場合には、相続税の申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月以内に、財産の分割ができないやむを得ない事情の詳細を記載した承認申請書を提出する必要があります。）

(6) 特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例（「申告書第11・11の2表の付表1、3、3の2」参照）

（特例のあらまし）

個人が、相続時精算課税に係る贈与（贈与税の申告の際に一定の届出をしたものに限ります。）によって取得した特定受贈同族会社株式等でこの特例の適用を受けるものとして選択したものについて、平成21年改正前の租税特別措置法第69条の5に規定する要件を満たす場合には、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、10%を減額します（減額される金額は1億円を限度とします。）。

なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により財産を取得したいずれかの人が、その被相続人から相続時精算課税に係る贈与により取得した一定の株式又は出資について、平成21年改正前の租税特別措置法第70条の3の3第1項又は第70条の3の4第1項の規定の適用を受けた場合には、この特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。

また、非上場株式等についての相続税の納税猶予（22ページ参照）の特例の適用を受けた人は、納税猶予の特例の適用を受ける非上場株式等に係る会社と同一の会社の株式又は出資について、この特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。



(7) 小規模宅地等の特例、特定事業用資産の特例及び特定計画山林の特例の併用

イ 「小規模宅地等の特例」と「特定事業用資産の特例」又は「特定計画山林の特例」との併用

「小規模宅地等の特例」の適用を受ける宅地等について次の算式により計算した面積(a)が400m²に満たない場合には、次の①又は②に掲げるいずれかの区分に応じ、それぞれに定める算式により計算した価額を限度に「特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例」(以下この(7)において「特定事業用資産の特例」といいます。)又は「特定計画山林の特例」の適用を受けることができます。

$$(算式) \quad a = A + B \times \frac{5}{3} + C \times 2$$

① 小規模宅地等の特例と特定事業用資産の特例との併用

$$D \times \frac{400\text{m}^2 - a}{400\text{m}^2}$$

(注) 「特定事業用資産の特例」の適用を受けるものとして選択した特定受贈同族会社株式等の価額が上記の価額未満である場合には、特定(受贈)森林施業計画対象山林について一定の金額を限度に「特定計画山林の特例」の適用を受けることができます。詳しくは税務署にお尋ねください。

② 小規模宅地等の特例と特定計画山林の特例との併用 (「特定事業用資産の特例」の適用を受けない場合に限ります。)

$$E \times \frac{400\text{m}^2 - a}{400\text{m}^2}$$

ロ 「特定事業用資産の特例」と「特定計画山林の特例」との併用 (「小規模宅地等の特例」の適用を受けない場合に限ります。)

特定受贈同族会社株式等について「特定事業用資産の特例」の適用を受ける金額(F)が、下記(注)のDの①又は②のいずれか低い金額に満たない場合には、特定(受贈)森林施業計画対象山林である特定計画山林について、次に定める算式により計算した価額を限度に「特定計画山林の特例」の適用を受けることができます。

$$E \times \frac{D - F}{D}$$

(注) 上記イ及びロの算式中の符号は、次のとおりです。

A～C : 13ページ参照

D : 次の①又は②に掲げる金額のいずれか低い金額

- ① 特定受贈同族会社株式等に係る法人の発行済株式総数等の3分の2に達するまでの部分に相当する金額の合計額
- ② 10億円

(注) ①の金額の算出方法については、税務署にお尋ねください。

E : 特定(受贈)森林施業計画対象山林である特定計画山林の価額

(8) 農地等についての相続税の納税猶予の特例 (「申告書第3表、第8表、第8の3表、第12表」42、47、52、65ページ参照)

イ 特例のあらまし

農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格(農業投資価格は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認することができます。(財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【www.rosenka.nta.go.jp】))による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている限り、その納税が猶予されます(猶予される相続税額を「農地等納税猶予税額」といいます。)。

この農地等納税猶予税額は、次のいずれかに該当することとなったときに免除されます。

なお、相続時精算課税に係る贈与によって取得した農地等については、この特例の適用を受けることはできません。

◎ 免除される場合

①	特例の適用を受けた相続人が死亡した場合
②	特例の適用を受けた相続人が特例農地等（この特例の適用を受ける農地等をいいます。）の全部を租税特別措置法第70条の4の規定に基づき農業の後継者に生前一括贈与した場合 ※ 特定貸付けを行っていない相続人に限ります。
③	特例の適用を受けた相続人が相続税の申告書の提出期限から農業を20年間継続した場合（市街化区域内農地等に対応する農地等納税猶予税額の部分に限ります。） ※ 特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない相続人に限ります。

(注) 1 「都市営農農地等」とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在し、生産緑地法第10条又は同法第15条第1項の規定による買取りの申出がなされていないものをいいます。

2 「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地をいいます。

また、上記の①から③までのいずれかの場合に該当する前に、特例農地等について農業経営の廃止、譲渡、転用等の一定の事由が生じた場合には、農地等納税猶予税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切られ、その税額と利子税を納付しなければなりません（特例農地等の買換えや収用交換等により譲渡した場合は納税猶予の継続や利子税の軽減の特例がありますので、税務署にお尋ねください。）。

□ 特例を受けるための要件

この特例の適用が受けられるのは、次の要件に該当する場合です。

(イ) 被相続人の要件

被相続人は、次の①から④までのいずれかに該当する人であること。

①	死亡の日まで農業を営んでいた人
②	農地等の生前一括贈与をした人 ※ 死亡の日まで受贈者が贈与税の納税猶予又は納期限の延長の特例の適用を受けていた場合に限られます。
③	死亡の日まで相続税の納税猶予の適用を受けていた農業相続人又は農地等の生前一括贈与の適用を受けていた受贈者で、障害、疾病などの事由により自己の農業の用に供することが困難な状態であるため賃借権等の設定による貸付けをし、税務署長に届出をした人
④	死亡の日まで特定貸付けを行っていた人

(注) 「特定貸付け」とは、市街化区域内農地等以外の農地又は採草放牧地について行う地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（賃借権等をいいます。）の設定による、次の①から③までのいずれかの貸付けをいいます。

① 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のうち同項第1号に掲げる農地売買等事業のために行われた貸付け

※ 被相続人が行っていた上記(注)①の貸付けには、次の貸付けが含まれます。

i 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）（改正農地法をいいます。）による改正前の農業経営基盤強化促進法（旧基盤強化法をいいます。）第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために都道府県農地保有合理化法人（同法第7条第1項の承認を受けた法人（同法第5条第2項第4号ロの規定により農業経営基盤強化促進基本方針に定められた者に限ります。）をいいます。）に対し行っていた貸付け（(注)③の※印に該当するものを除きます。）

ii 旧基盤強化法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために旧市町村農地保有合理化法人（同法第7条第1項の承認を受けた法人（同法第6条第3項の規定により農業経営基盤強化促進基本構想に定められた者に限ります。）をいいます。）に対し行っていた貸付けのうち、旧市町村農地保有合理化法人が、改正農地法附則第12条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされている旧農地売買等事業（旧基盤強化法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業をいいます。）を実施している場合におけるその貸付け（(注)③の※印に該当するものを除きます。）

② 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のうち同項第1号イ又は同項第2号に掲げる農地所有者代理事業若しくは同項第1号ロに掲げる農地売買等事業のた

めに行われた貸付け

※ 被相続人が行っていた上記(注)②の貸付けには、旧基盤強化法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために旧市町村農地保有合理化法人に対し行っていた貸付けのうち、旧市町村農地保有合理化法人が、農業経営基盤強化促進法第11条の9第1項の規定により農地利用集積円滑化事業規程（同項に規定する農地利用集積円滑化事業規程をいいます。）の承認を受けている場合におけるその貸付け（(注)③の※印に該当するものを除きます。）が含まれます。

③ 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われた貸付け

※ 被相続人が行っていた上記(注)③の貸付けには、旧基盤強化法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行っていた貸付けが含まれます。

(口) 農業相続人の要件

農業相続人は、被相続人の相続人で、次の①から④までのいずれかに該当する人であること。

①	相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人
②	農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者で、特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるためその推定相続人の1人に対し農地等について使用貸借による権利を設定して、農業経営を移譲し、税務署長に届出をした人 ※ 贈与者の死亡の日後も引き続いてその推定相続人が農業経営を行うものに限ります。
③	農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者で、障害、疾病などの事由により自己の農業の用に供することが困難な状態であるため賃借権等の設定による貸付けをし、税務署長に届出をした人 ※ 贈与者の死亡後も引き続いて賃借権等の設定による貸付けを行うものに限ります。
④	相続税の申告期限までに特定貸付けを行った人

(注) ①、②については農業委員会の証明が必要となります。

(ハ) 特例農地等の要件

特例の対象となる農地等は、次の①から⑤までのいずれかに該当するものであり、相続税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨を記載したものであること。

①	被相続人が農業の用に供していた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割された農地等
②	被相続人が特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地で相続税の申告期限までに遺産分割された農地又は採草放牧地
③	被相続人が営農困難時貸付けを行っていた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割された農地等
④	被相続人から生前一括贈与により取得した農地等で、被相続人の死亡の時まで贈与税の納税猶予又は納期限の延長の特例の適用を受けていた農地等
⑤	相続や遺贈によって財産を取得した人が相続開始の年に被相続人から生前一括贈与を受けていた農地等

(注) 1 「農地等」とは、農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条の規定による耕作の放棄の通知（同条ただし書の規定による公告を含みます。）に係るものを除きます。）及び採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）、準農地又は一時的道用地等をいいます。

2 「特定市街化区域農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在し、都市営農農地等に該当しないものをいいます。

3 「都市営農農地等」とは、19ページのイ(注)1のものをいいます。

4 「準農地」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地を開拓して、農業の用に供するものをいいます。

5 「一時的道用地等」とは、一定の公共の事業の用に供するために特例農地等をその公共事業のために一時的に転用しているものをいいます。

6 「営農困難時貸付け」とは、納税猶予の特例の適用を受けている人が、障害や疾病などの事由で特例の適用を受けている農地等での営農が困難な状態となったために、その農地等について賃借権等の設定による貸付けを行った場合のその貸付けをいいます。

(二) 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、相続税の申告書を期限内に提出するとともに農地等納稅猶予税額及び利子税の額に見合う担保（特例農地等でなくても差し支えありません。）を提供する必要があります。

なお、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき、この特例の適用を受けるためには、原則として相続税の申告書に「特定貸付けに関する届出書」を添付して提出する必要があります。

(ホ) 納稅猶予期間中の手續

この特例の適用を受けている農業相続人は、農地等納稅猶予税額の全部について免除されるまで又は農地等納稅猶予税額の全部について納稅の猶予が打ち切られるまでの間、相続税の申告期限から3年目ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業經營に関する事項を記載した届出書（この届出書を「継続届出書」といいます。）を提出しなければなりません。

なお、継続届出書の提出がない場合には、この特例の適用が打ち切られ、農地等納稅猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

(ヘ) 農地等納稅猶予税額の納付

① 農地等納稅猶予税額を納付しなければならない場合

納稅猶予を受けている相続税額は、次の表に掲げる場合に該当することとなったときは、その相続税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限については、税務署にお尋ねください。

a	特例農地等について、譲渡等があった場合 (注) 譲渡等には、譲渡、贈与若しくは転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定（農用地利用集積計画に基づくもの等で一定の要件を満たすものを除きます。）又はこれらの権利の消滅若しくは農地について農地法第32条の規定による耕作の放棄の通知（同条ただし書の規定による公告を含みます。）があった場合も含まれます。
b	特例農地等に係る農業經營を廃止した場合
c	継続届出書の提出がなかった場合
d	担保価値が減少したことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合
e	都市営農農地等について生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合や都市計画の変更等により特例農地等が特定市街化区域農地等に該当することとなった場合
f	準農地について、この特例の適用を受けた場合で、申告期限後10年を経過する日までに、農業の用に供されていない準農地がある場合

② 利子税

上記（ヘ）の①により納付する相続税額については、相続税の申告期限の翌日から納稅猶予の期限までの期間（日数）に応じ、次の区分によりそれぞれに掲げる割合で利子税がかかります。

A 特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものを有する農業相続人 年3.6%

B 特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものを有しない農業相続人

i 特例農地等のうち相続又は遺贈により取得をした日において市街化区域内農地等であるものに対応する部分の金額を基礎とする部分 年6.6%

ii i以外の部分 年3.6%

ただし、各年の前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率に4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては次ページの算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）になります。

(算式)

$$6.6\% \text{ 又は } 3.6\% \times \frac{\text{(前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率} + 4\%)}{7.3\%}$$

(例) 日本銀行が定める基準割引率が0.3%である場合

上記A及びB ii 割合が年3.6%の場合 ····· 2.1%

上記B i 割合が年6.6%の場合 ····· 3.8%

(注) 日本銀行が定める基準割引率が変動すると利子税の割合も変動します。

詳しくは税務署にお尋ねください。

③ 特例農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の軽減

特例農地等について収用交換等による譲渡をした場合には、利子税の額が2分の1に軽減されます。

なお、利子税の軽減の特例の適用を受けるためには、公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を添付した届出書を提出する必要があります。

農地等の生前一括贈与の贈与税の納税猶予の特例（贈与税の特例）

贈与税の申告において、農業の後継者が贈与を受けた一定の農地等の価額に対応する贈与税額を一定の要件の下に農地等の贈与者が死亡する日まで納税を猶予する特例です。この特例の適用を受けた農地等は、贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続や遺贈によって取得したものとみなされ、相続税の課税の対象とされ、その時に納税が猶予されていた贈与税額は免除されます。

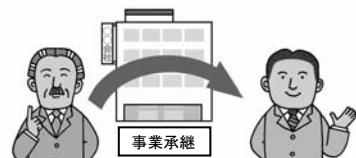
(9) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（「申告書第8の2表、第8の2表の付表1、2、3、第8の3表」48ページから52ページまで参照）

イ 特例のあらまし

会社の後継者である相続人又は受遺者（「経営承継相続人等」といいます。）が、相続又は遺贈（「相続等」といいます。）により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式又は出資（「非上場株式等」といいます。）を被相続人から取得し、その会社を経営していく場合には、その経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、その非上場株式等（一定の部分に限られます。25ページの(二)参照。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます（猶予される相続税額を「株式等納税猶予税額」といいます。）。

この株式等納税猶予税額は、租税特別措置法第70条の7の2第16項又は第17項に掲げる場合に該当したときには、その全部又は一部が免除されます。

なお、相続時精算課税に係る贈与によって取得した非上場株式等については、原則として、25ページの(ホ)の場合を除き、この特例の適用を受けることはできません。



◎ 株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合

①	経営承継相続人等が死亡した場合
②	相続税の申告期限後5年を経過した後に、経営承継相続人等がこの特例の適用を受けた非上場株式等（「特例非上場株式等」といいます。）を租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定に基づき会社の後継者に贈与した場合
③	相続税の申告期限後5年を経過した後に、次に掲げるいずれかに該当した場合 イ 経営承継相続人等が特例非上場株式等に係る会社の株式又は出資（「株式等」といいます。）の全部を譲渡又は贈与（「譲渡等」といいます。）した場合（その経営承継相続人等と特別の関係がある者以外の一定の者に対して行う場合や民事再生法又は会社更生法の規定による認可を受けた計画に基づき株式等を消却するために行う場合に限ります。） ロ 特例非上場株式等に係る会社が合併により消滅した場合で一定の場合 ハ 特例非上場株式等に係る会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合で一定の場合
④	相続税の申告期限後5年を経過した後に、特例非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合

(注) 1 免除に際しては、①又は②に該当することとなった日から 6か月以内、③又は④のいずれかに該当することとなった日から 2か月以内に一定の書類を税務署に提出する必要があります。

2 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に定める特別の関係がある者をいいます（以下、次の口の（口）及び次ページの（ハ）において同じです。）。

また、免除されるまでに、特例非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、株式等納税猶予税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切られ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

(注) この特例の適用を受けるためには、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（「円滑化法」といいます。）に基づき、会社が「経済産業大臣の確認」及び「経済産業大臣の認定」を受ける必要があります。これらの確認及び認定を受けるための具体的な要件、並びに手続については、最寄りの地方経済産業局にお尋ねください。なお、「経済産業大臣の認定」を受けるためには、原則として、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

□ 特例を受けるための要件（73ページから76ページまで参照）

この特例の適用を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

（イ）被相続人の要件

被相続人は、次のいずれにも該当する人であること。

①	相続開始前のいずれかの日において会社の代表権を有していたことがあること
②	相続開始の直前において、被相続人及び被相続人と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、経営承継相続人等を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
③	被相続人が相続開始の直前に代表権を有していなかった場合には、上記②のほか、代表権を有していた期間のいずれかの日において、②と同様の保有状況であったこと

(注) 1 「代表権」には、制限が加えられたものを除きます（以下、（口）において同じです。）。

2 「被相続人と特別の関係がある者」とは、被相続人の親族などその被相続人と租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に定める特別の関係がある者をいいます。

3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数などは含まれません（以下、（口）及び次ページの（ハ）において同じです。）。

（ロ）経営承継相続人等の要件

経営承継相続人等は、相続開始の直前において被相続人の親族であって、次のいずれにも該当する人であること。

①	相続開始の直前において会社の役員であったこと
②	相続開始の日の翌日から5か月を経過する日において会社の代表権を有していること
③	相続開始の時において、経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で経営承継相続人等が最も多くの議決権数を保有していたこと
④	経済産業大臣の確認を受けた会社に係る特定後継者であること
⑤	相続開始の時から申告期限（申告期限までに経営承継相続人等が死亡した場合は、その死亡の日）まで引き続き特例非上場株式等の全てを保有していること

(注) 1 経営承継相続人等は特例非上場株式等に係る会社1社につき1人に限ります。

2 円滑化法施行規則第6条第1項第8号ト（3）（i）及び（ii）などに該当する場合には①及び④の要件は不要となります。

(ハ) 会社の要件

特例の対象となる会社は、非上場会社で、次のいずれにも該当する会社であること。

①	経済産業大臣の確認及び認定を受けていること（注1）
②	相続開始の時において常時使用する従業員の数が1人以上であること なお、特例の対象となる会社の特別関係会社（注2）が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合（注3）には、常時使用する従業員の数が5人以上であること
③	資産管理会社（注4）に該当しないこと
④	風俗営業会社（注5）に該当しないこと
⑤	相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額が零を超えること（注6）
⑥	経営承継相続人等以外の者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めのある種類株式を保有していないこと
⑦	中小企業者（注7）であること
⑧	相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得をした資産がある場合において、相続開始の時におけるその資産の価額（注8）の合計額が会社の資産の価額の合計額の70%以上とならないこと
⑨	【平成23年6月29日以前の被相続人の死亡に係る非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例】会社の特別関係会社が非上場会社に該当すること 【平成23年6月30日以後の被相続人の死亡に係る非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例】会社の特定特別関係会社（注9）が非上場会社に該当すること
⑩	【平成23年6月29日以前の被相続人の死亡に係る非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例】会社の特別関係会社が風俗営業会社に該当しないこと 【平成23年6月30日以後の被相続人の死亡に係る非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例】会社の特定特別関係会社（注9）が風俗営業会社に該当しないこと
⑪	【平成23年6月29日以前の被相続人の死亡に係る非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例】会社の特別関係会社が中小企業者であること 【平成23年6月30日以後の被相続人の死亡に係る非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例】会社の特定特別関係会社（注9）が中小企業者であること

- (注) 1 円滑化法施行規則第6条第1項第8号ト(3)(i)及び(ii)や同規則附則第2条の規定などに該当する場合には①の経済産業大臣の確認は不要です。
- 2 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する会社をいい、特例非上場株式等に係る会社、その会社の代表権を有する者やその会社の代表権を有する者の親族などが、総議決権数の50%を超える議決権数を保有する場合の会社（会社法第2条第2号に規定する外国会社を含みます。）をいいます。
- 3 会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式又は出資（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第8項に定める関係をいいます。）がある法人がその特別関係会社の株式又は出資を有する場合に限ります。
- 4 資産管理会社とは、租税特別措置法第70条の7第2項第8号又は第9号に規定する会社をいい、有価証券、自ら使用していない不動産（不動産の一部について現に自ら使用していない場合には、自ら使用していない部分に限ります。）、現金・預貯金等（経営承継相続人等及び租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に定める経営承継相続人等と特別の関係がある者に対する貸付金、未収金及びその他これらに類する資産を含みます。）の特定の資産の保有割合が会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額の70%以上の会社やこれら特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社などをいいます。なお、①相続開始の日まで引き続き3年以上にわたり、商品の販売や資産の貸付けなどの業務を行っていること、②相続開始の時において常時使用する従業員の数が5人以上であること、③相続開始の時においてその会社が②の常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有し又は賃借していること、など一定の要件を満たす場合には、資産管理会社に該当しません（以下、26ページの（チ）において同じです。）。
- 5 風俗営業会社とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。
- 6 相続開始の日がその相続開始の日の属する事業年度の末日である場合には、その相続開始の日の属する事業年度及びその事業年度の直前における総収入金額が零を超える必要があります。
- 7 中小企業者とは、円滑化法第2条各号のいずれかに該当する会社をいいます。

- 8 その会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合には、その相続開始の時に有していたものとしたときにおけるその資産の価額をいいます。
- 9 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第9項に規定する会社をいい、特例非上場株式等に係る会社、その会社の代表権を有する者やその会社の代表権を有する者と生計を一にする親族などが、総議決権数の50%を超える議決権数を保有する場合の会社（会社法第2条第2号に規定する外国会社を含みます。）をいいます。

（二）この特例の対象となる非上場株式等の数

この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります（持分会社の場合も下表に準じます。）。

「a」… 経営承継相続人等が相続等により取得した非上場株式等の数

「b」… 経営承継相続人等が相続開始前から保有する非上場株式等の数

「c」… 相続開始の時における会社の発行済株式等の総数

区分	特例の対象となる非上場株式等の限度数
$a + b < c \times \frac{2}{3}$ の場合	経営承継相続人等が相続等により取得した非上場株式等の数（a）
$a + b \geq c \times \frac{2}{3}$ の場合	発行済株式等の総数の3分の2から経営承継相続人等が相続開始前から保有する非上場株式等の数を控除した数（ $c \times \frac{2}{3} - b$ ）

- （注）1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限ります。
 2 この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限ります。
 3 $c \times \frac{2}{3}$ の計算において1株（円）未満の端数がある場合には、その端数を切り上げます。

（木）過去に特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等の贈与を受けている場合

相続人等が被相続人から過去に「特定受贈同族会社株式等」又は「特定同族株式等」の贈与を受けている場合で、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を相続人等の住所地を所轄する税務署に提出しているなど一定の要件を満たすときには、これらの株式等については、その被相続人に係る相続税の申告に際し、一定の数又は金額を限度として、この納税猶予の特例の適用を選択することができます。

なお、「特定受贈同族会社株式等」又は「特定同族株式等」の全部についてこの納税猶予の特例の適用を受けない場合には、これらの株式等だけでなく、相続又は遺贈により取得したこれらの株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてもこの特例の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

- （注）1 「特定受贈同族会社株式等」とは、贈与を受けた人（相続人等）が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（平成21年改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）」に記載された株式等をいいます。
- 2 「特定同族株式等」とは、次のi及びiiの株式等をいいます。
- i 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に平成21年改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限ります。）
- ii 平成21年改正前の租税特別措置法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中におけるiの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したiの株式等に係る会社と同一の会社の株式等をいいます（iの株式等を除きます。）。
- 3 この納税猶予の特例の適用を受ける人を除き、「特定受贈同族会社株式等」について、この納税猶予の特例の適用を選択しない場合には、原則として、従前どおり、「特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例」（17ページ参照）の規定を適用することができます。
- 4 「特定受贈同族会社株式等」又は「特定同族株式等」についてこの納税猶予の特例を適用する場合のその他の要件については税務署にお尋ねください。

(ヘ) 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、**相続税の申告書を期限内に提出する**とともに株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保**（特例非上場株式等でなくとも差し支えありません。）を**提供**する必要があります。

(注) 1 特例非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、株式等納税猶予税額及び利子税に見合う担保の提供があつたものとみなされます。

2 非上場会社の株式を担保として提供する場合には、その株式の株券を法務局（供託所）に供託し、法務局（供託所）から交付を受けた「供託書正本」を税務署に提供します。

なお、株券が発行されていない場合には、会社に対して株券の発行を請求する必要があります。
詳しくは税務署にお尋ねください。



(ト) 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けている経営承継相続人等は、株式等納税猶予税額の免除又は納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、**相続税の申告期限後5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに**、引き続いてこの特例を受ける旨及び特例非上場株式等に係る会社の状況等に関する事項を記載した届出書（この届出書を「**継続届出書**」といいます。）を提出しなければなりません。

なお、**継続届出書の提出がない場合には、この特例の適用が打ち切られ、株式等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。**

(チ) 株式等納税猶予税額の納付

① 株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている相続税は、次の表に掲げる場合などに該当することとなったときは、その相続税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に掲げる場合以外で株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合については税務署にお尋ねください。

(主な場合)

1	特例非上場株式等について譲渡等があつた場合
2	申告期限後5年以内に経営承継相続人等が代表者でなくなった場合
3	申告期限後5年以内の一定の基準日において雇用の8割を維持できなくなった場合
4	会社が資産管理会社に該当した場合
5	担保の全部又は一部に変更があつたことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合

② 利子税

上記①により納付する相続税額については、相続税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率に4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）になります。

(算式)

$$3.6\% \times \frac{(\text{前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率} + 4\%)}{7.3\%}$$

(例) 日本銀行が定める基準割引率が0.3%である場合……年2.1%

(注) 日本銀行が定める基準割引率が変動すると利子税の割合も変動します。

詳しくは税務署にお尋ねください。

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（贈与税の特例）

贈与税の申告において、会社の後継者が贈与を受けた一定の非上場株式等（一定の部分に限ります。）に対応する贈与税額を一定の要件の下に非上場株式等の贈与者が死亡する日等まで納税を猶予する特例です。この特例の適用を受けた非上場株式等は、贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続や遺贈によって取得したものとみなされ、相続税の課税の対象とされ、その時に納税が猶予されていた贈与税額は免除されます。

なお、その際、「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた非上場株式等（一定の部分に限ります。）について相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4）の適用を受けることができます。

(注) 上記贈与税の特例の適用を受けた場合には、その特例の適用を受けた株式等と同一の会社の株式等で、贈与者の死亡に起因して実際に取得（相続・遺贈）したものについては、22ページの（9）の特例の適用を受けることはできません。

5 提出した申告書を訂正する必要がある場合は、どうすればよいのでしょうか

(1) 誤って申告した場合

相続税の申告書を提出した後で、計算誤りなど申告内容の誤りに気がついた場合には、次の方法により提出した申告書を訂正することができます。

イ 少なく申告した場合

相続税の課税価格や税額が少なかったときは、前に提出した相続税の申告書に記載した課税価格や税額を訂正するための修正申告書を提出することができます。

なお、修正申告書を提出された場合には、加算税及び延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。



ロ 多く申告した場合

相続税の課税価格や税額が多すぎたときは、相続税の申告期限から1年以内に限り、誤っていた課税価格や税額を正当な額に直すよう更正の請求をすることができます。

(2) 相続分などに異動を生じた場合

相続税の申告書を提出した後で、次のような事由が生じたため前に申告した税金が多すぎることになったときは、その事由が生じた日の翌日から4か月以内に、更正の請求をすることができます。

また、同じ事由で前に申告した税金が少なすぎることになったときは、相続税の修正申告書を提出することができます。

- ① 未分割遺産について分割が行われたこと。
- ② 認知、相続の放棄の取消しなどの理由によって相続人に異動が生じたこと。
- ③ 遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。
- ④ 遺贈に係る遺言書の発見、遺贈の放棄があったこと。
- ⑤ 一定の条件を付して物納が許可された場合（当該許可が取り消され又は取り消されることとなる場合に限ります。）で物納に充てた財産について相続税法施行令第8条第1項の事情が生じたこと。
- ⑥ 相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。
- ⑦ 民法第910条（相続の開始後に認知された者の価額の支払請求権）の規定による請求があったことにより弁済すべき額が確定したこと。
- ⑧ 条件付の遺贈について、条件が成就したこと。
- ⑨ 相続財産法人に係る財産の分与が行われたこと。
- ⑩ 相続税の申告期限後に遺産の分割が行われた場合で次の特例等の適用を受けられることとなったこと。
 - i 配偶者の税額軽減（8ページ参照）
 - ii 小規模宅地等の特例（12ページ参照）
 - iii 特定計画山林の特例（16ページ参照）

6 相続税の申告期限前に災害により相続財産に被害を受けた場合には相続税が軽減されるのでしょうか

(1) 課税価格の計算の特例（建物・家庭用財産・自動車等の特例）

相続税の申告期限前に、相続や遺贈によって取得した財産が、災害により被害を受けた場合において、次のいずれかに該当するときは、相続税額の計算におけるその財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額とすることができます。

なお、災害により被害を受けた場合の相続税の軽減の詳細につきましては、税務署にお尋ねください。

- ① 相続税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額（債務控除後の価額）のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
- ② 相続税の課税価格の計算の基礎となった動産等の価額のうちに動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

（注）動産等とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。

(2) 課税価格の計算の特例（特定土地等・特定株式等の特例）

平成22年5月11日から平成23年3月10日までの間に相続や遺贈により取得した特定土地等又は特定株式等（平成23年3月11日において所有していたものに限ります。）の価額は、その取得の時の時価によらず、震災後を基準とした価額によることができます。

- 1 「特定土地等」とは、東日本大震災により相当な被害を受けた地域として財務大臣の指定する地域（以下「指定地域」といいます。）内にある土地等をいいます。
- 2 「特定株式等」とは、指定地域内にある一定の動産及び不動産等の価額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等（上場株式等を除きます。）をいいます。
- 3 「指定地域」及び「震災後を基準とした価額」については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。
- 4 相続人のうち、この特例の適用を受けることができる方がいる場合には、その相続人等の全員の申告書の提出期限が、平成24年1月11日と国税通則法施行令第3条第1項の地域指定による延長後の申告期限のいずれか遅い日まで延長されます（個別申請により申告期限が延長されている場合や被相続人が非居住者の場合には、相続人等によって延長される申告期限が異なることがあります。）。

国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続きに使用する様式等を掲載しています。このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ【www.kantei.go.jp/saigai】をご覧ください。

③ 相続税の納付

1 相続税はどのように納めるのでしょうか(金銭納付)

(1) 納付すべき期限

相続税は、原則として、法定納期限（相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月目の日）までに金銭で納付することになっています。

(注) 修正申告等に係る相続税は、次に掲げる日までに納付します。

- ① 修正申告分：修正申告書の提出の日
- ② 期限後申告分：期限後申告書の提出の日
- ③ 更正・決定分：更正・決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日

(2) 納付場所等

税金の納付場所は、最寄りの金融機関（銀行、郵便局等）又は所轄税務署です。

納付の際には、納付場所に用意してある納付書に住所、氏名、税額、申告書を提出した税務署名などを記入し、納付書に金銭を添えて納税窓口で納付してください。

(3) 納付が遅れた場合

納付が定められた期限に遅れた場合には、法定納期限（相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月目の日）の翌日から納付の日までの間の延滞税を本税と併せて納付する必要があります。

なお、延滞税の割合は次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで……「年7.3%」と「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合（年単位（1月1日から12月31日）で適用）
平成22年11月30日の日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので、平成23年1月1日から同年12月31までの期間に適用する延滞税の割合は年4.3%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以降……年14.6%

(注) 修正申告及び期限後申告による納付の場合は申告書を提出した日が納期限となります。

(4) 電子納税

納付に当たっては、自宅や事務所などからインターネット等を利用して納付する電子納税をご利用いただけます。電子納税をご利用いただく場合の手続については、e-Taxホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】でご確認ください。

Q&A 相続税の納付は？

問： 相続税はいつまでに納めればよいのでしょうか。

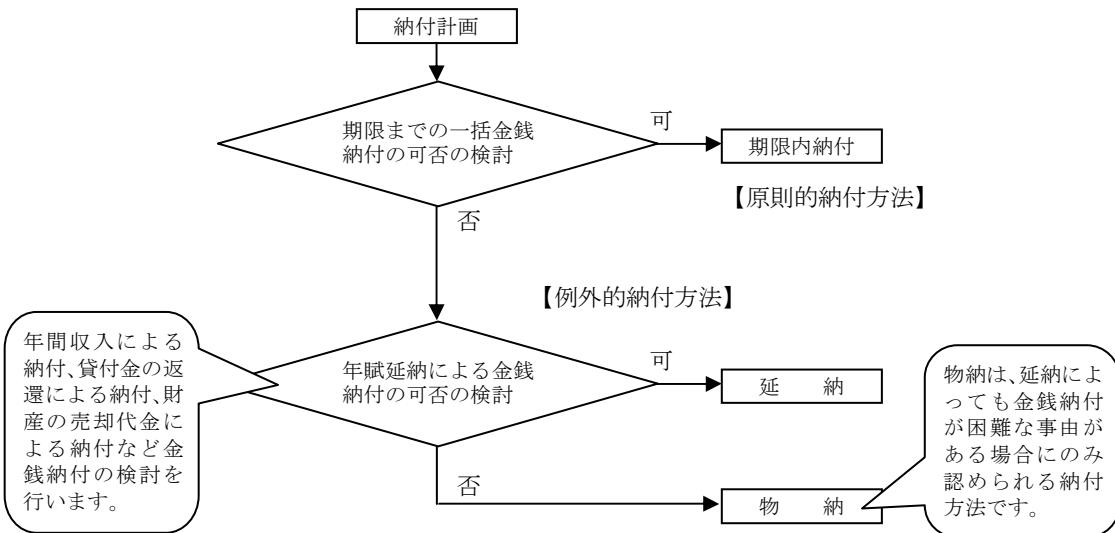
答： 相続税は相続の開始があった日（通常の場合は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月以内に、最寄りの金融機関又は所轄税務署において納めていただくことになっています。

なお、金銭で納付することが原則ですが、金銭で納付することが困難で、一定の要件を満たしている場合には、相続税を年賦による分割納付する「延納」と、相続財産で納付する「物納」の方法があります。いずれの方法も相続税の申告期限までに手続をとっていただく必要があります。

相続税の納付方法の検討について

相続税の納付方法については、下図のとおり検討します。

なお、納付方法についてご不明な点などがありましたら、税務署までお尋ねください。



Q&A 相続税の還付金の受取方法は？

問： 相続税の還付金がある場合、受取方法はどのようにになりますか。

答： 還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

また、還付される税金の受取りに当たって、①銀行等の預貯金口座への振り込みを希望される場合は、預貯金口座の記号番号を、②ゆうちょ銀行の貯金口座への振り込みを希望される場合は、貯金口座の記号番号を、それぞれ申告書第1表の付表2（40ページ参照）に氏名等とともに記載して提出する必要があります。

なお、振込みによる受取りをご利用されない場合は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を申告書第1表の付表2に氏名等とともに記載してください。

2 連帯納付義務とは、どのような義務でしょうか

(1) 連帯納付義務とは

相続税の納税については、各相続人が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります（相続税法第34条第1項）。

このため、延納申請又は物納申請が却下された場合や、延納許可を受けた後において延納（分納）税額が納付されない場合及び延納許可が取り消された場合など、相続人の1人が納付すべき相続税を納められないような場合には、他の相続人等（連帯納付義務者）にその相続税を連帯して納付していくことになります。

なお、ご不明な点につきましては、税務署にお尋ねください。

（注） 被相続人の納付すべき相続税がある場合及び相続税の課税価格の計算の基礎となった財産を贈与、遺贈又は寄附行為により移転した場合にも、連帯納付の義務が生じます（相続税法第34条第2項、第3項）。

連帯納付義務の例

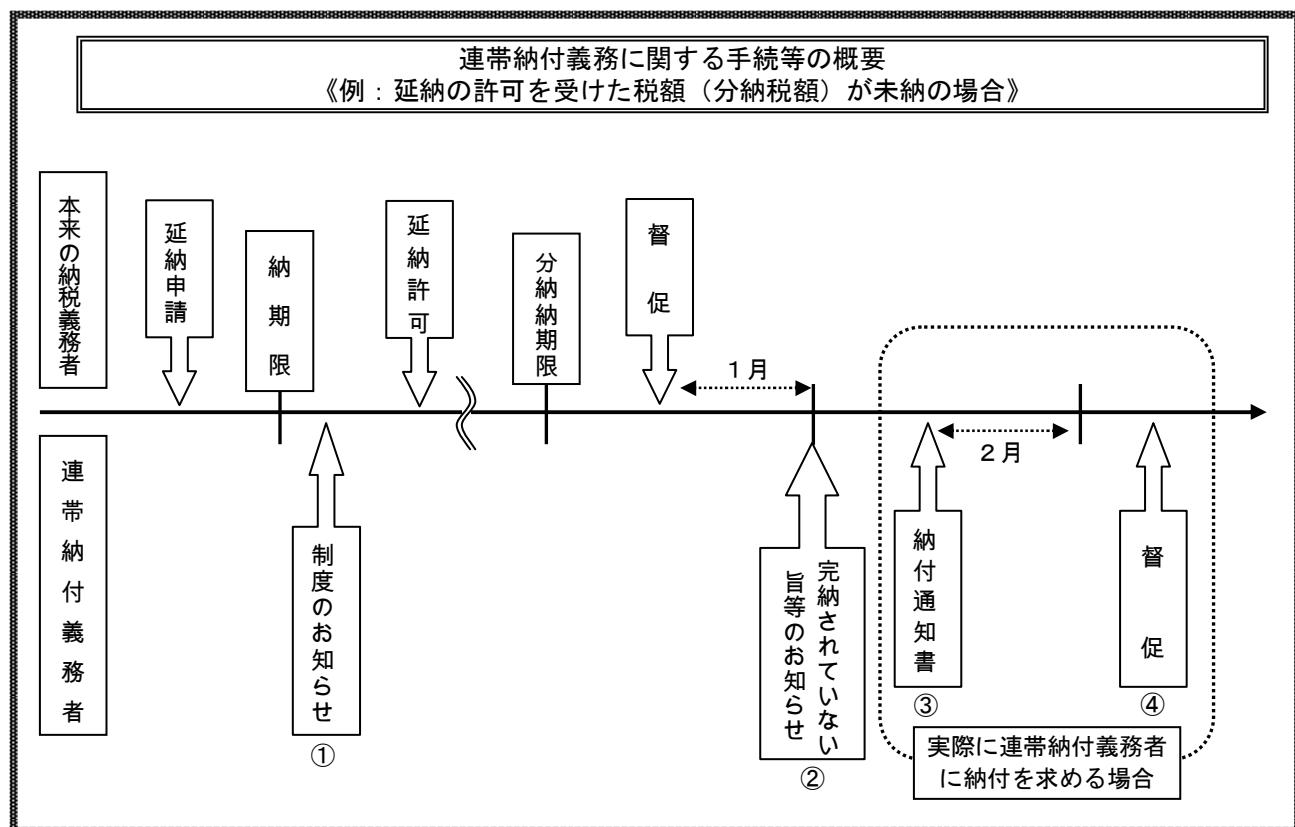
(相続人)	(相続税額)	(相続により受けた利益の価額に相当する金額)
配偶者	0円	5,000万円
子1	50万円 ⇒ 納付済み	2,500万円
子2	50万円 ⇒ 未納付	2,500万円

※ 子2が未納付の相続税額（50万円）は、配偶者及び子1の2名がそれぞれ相続により受けた利益の価額の範囲内（限度として）で連帯して納付する義務を負います。

(2) 相続税法第34条第1項による連帯納付義務に関する通知等

相続税法第34条第1項による連帯納付義務に関する通知等は、次のとおりです。

- ① 相続人の一人が延納申請又は物納申請を行った場合は、他の相続人等（連帯納付義務者）に対して連帯納付義務制度についてのお知らせを送付します。
- ② 相続税について督促状が発せられて1月を経過しても完納されない場合には、他の相続人等（連帯納付義務者）に対して完納されていない旨等のお知らせを送付します。
- ③ 連帯納付義務者に対して納付を求める場合には、連帯納付義務者に納付すべき金額や納付場所等を記載した納付通知書を送付します。
- ④ 納付通知書が送付された日から2月を経過しても完納されない場合は、連帯納付義務者に対して督促状を送付します。



(3) 連帯納付義務者が納付する場合の延滞税の軽減等

連帯納付義務者が相続税法第34条第1項の規定による連帯納付義務に係る相続税に併せて納付する場合の延滞税が軽減され、原則として延滞税に代えて利子税を納付することとなります。

（注）本来の納税義務者の延滞税の額が軽減されるものではありません。

3 金銭納付が困難な場合は、どうすればよいのでしょうか(延納及び物納)

相続税は、納期限までに金銭で納付することが原則ですが、納期限までに金銭により一時に納付することが困難な事由がある場合で、一定の要件を満たしている場合には、例外的な納付方法である延納又は物納が認められます。そのあらましは、次のとおりです。

なお、延納及び物納の詳しい内容については、税務署にお尋ねいただか、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】に掲載しております「相続税・贈与税の延納の手引」又は「相続税の物納の手引】をご覧ください。

(1) 延納

イ 延納の要件

次の要件の全てを満たす場合に、延納の許可が受けられます。

- ① 相続税額が10万円を超えてること。
- ② 金銭納付を困難とする事由があり、その納付を困難とする金額の範囲内であること。
- ③ 納期限までに申請書及び担保提供関係書類を提出すること。
- ④ 延納税額に相当する担保を提供すること。

(注) 延納税額が50万円未満で、かつ、その延納期間が3年以内であるときには、担保を提供する必要はありません。

ロ 延納期間及び延納利子税

延納のできる期間と延納税額に係る利子税の割合については、その人の相続税額の計算の基礎となった財産の価額のうち、不動産等の価額がどの程度占めているかによって、おおむね次の表のようになります。

なお、利子税の割合は分納期間の開始日の属する月の2か月前の月の末日を経過する時の日本銀行が定める基準割引率に4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合は、次の算式により計算される割合（特例割合）が適用されます。

（算式）

$$\text{利子税の割合} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{分納期間の開始日の属する月の2月前の月の末日} \\ \text{を経過する時の日本銀行が定める基準割引率} \end{array} \right) + 4.0\%}{7.3\%} \quad * 0.1\%未満の端数切り捨て$$

区分		延納期間 (最高)	利子税（年割合）	特例割合 (日本銀行が定める基準割引率 が0.3%の場合)
不動産等の割合が 75%以上の場合	①不動産等に対応する税額	20年	3.6%	2.1%
	②動産等に対応する税額	10年	5.4%	3.1%
不動産等の割合が 50%以上75%未満 の場合	③不動産等に対応する税額	15年	3.6%	2.1%
	④動産等に対応する税額	10年	5.4%	3.1%
不動産等の割合が 50%未満の場合	⑤立木に対応する税額	5年	4.8%	2.8%
	⑥立木以外の財産に対応する税額		6.0%	3.5%

(注) 1 延納税額が150万円未満（①に該当する場合は200万円未満）の場合には、不動産等の価額の割合が50%以上（①に該当する場合は75%以上）であっても、延納期間は延納税額を10万円で除して得た数（1未満の端数は、切り上げます。）に相当する年数を限度とします。

2 不動産等とは、不動産、不動産の上に存する権利、立木、事業用の減価償却資産並びに特定同族会社の株式及び出資をいいます。この場合の特定同族会社とは、相続や遺贈によって財産を取得した人又はその親族その他の特別関係者（相続税法施行令第31条第1項に掲げる者をいいます。）の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を占めている非上場会社をいいます。

3 相続した不動産等の財産の中に計画伐採立木又は都市緑地法の規定による特別緑地保全地区、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の規定による歴史的風土特別保存地区及び森林法第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため保安林として指定された区域内にある土

地がある場合には、延納期間・利子税割合について特例がありますので、「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

(2) 物納

イ 物納の要件

次の要件の全てを満たす場合に、物納の許可が受けられます。

- ① 延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度としていること。
- ② 申請財産が定められた種類の財産であり、かつ、定められた順位によっていること。
- ③ 納期限までに申請書及び物納手続関係書類を提出すること。
- ④ 物納適格財産であること。

ロ 物納に充てることのできる財産の種類及び順位

物納に充てることのできる財産は、納付すべき相続税の課税価格計算の基礎となった相続財産のうち、次表に掲げる財産（相続財産により取得した財産も含みます。）及び順位（①～⑤の順になります。）で、その所在が日本国内にあるものに限ります。

なお、相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産を除きます。

順位	物納に充てることのできる財産の種類
第1順位	①国債、地方債、不動産、船舶
	②不動産のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③社債、株式（特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含む。）、証券投資信託又は貸付信託の受益証券
	④株式（特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含む。）のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤動産

（注）1 相続開始前から所有していた特定登録美術品は、上の表の順位によることなく物納に充てることのできる財産とすることができます。

特定登録美術品とは、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に定める登録美術品のうち、その相続開始の時において、すでに同法による登録を受けているものをいいます。

2 自然公園法の国立公園特別保護地区等内の土地で風景地保護協定を締結している土地など一定の要件を満たす土地については、上の表の②の不動産のうち物納劣後財産に該当しないものとして取り扱われます。

ハ 物納管理処分不適格財産（例示：不動産の場合）

次に掲げるような財産は、物納に不適格な財産となります。

- 1 担保権が設定されていることその他これに準ずる事情がある不動産
- 2 権利の帰属について争いがある不動産
- 3 境界が明らかでない土地
- 4 隣接する不動産の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の使用ができないと見込まれる不動産
- 5 他の土地に囲まれて公道に通じない土地で民法第210条の規定による通行権の内容が明確でないもの
- 6 借地権の目的となっている土地で、当該借地権を有する者が不明であることその他これに類する事情があるもの
- 7 他の不動産（他の不動産の上に存する権利を含む。）と社会通念上一体として利用されている不動産若しくは利用されるべき不動産又は二以上の者の共有に属する不動産
- 8 耐用年数（所得税法の規定に基づいて定められている耐用年数をいう。）を経過している建物（通常の使用ができるものを除く。）
- 9 敷金の返還に係る債務その他の債務を国が負担することとなる不動産
- 10 その管理又は処分を行うために要する費用の額がその収納価額と比較して過大となると見込まれる不動産
- 11 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある目的に使用されている不動産その他社会通念上適切でないと認められる目的に使用されている不動産
- 12 引渡しに際して通常必要とされる行為がされていない不動産

二 物納劣後財産（例示：不動産の場合）

次に掲げるような財産は、他に物納に充てるべき適当な財産がない場合に限り物納に充てることができます。

- 1 地上権、永小作権若しくは耕作を目的とする賃借権、地役権又は入会権が設定されている土地
- 2 法令の規定に違反して建築された建物及びその敷地
- 3 土地区画整理法による土地区画整理事業等の施行に係る土地につき仮換地又は一時利用地の指定がされていない土地（当該指定後において使用又は収益をすることができない土地を含む。）
- 4 現に納税義務者の居住の用又は事業の用に供されている建物及びその敷地（当該納税義務者が当該建物及びその敷地について物納の許可を申請する場合を除く。）
- 5 劇場、工場、浴場その他の維持又は管理に特殊技能を要する建物及びこれらの敷地
- 6 建築基準法第43条第1項に規定する道路に2メートル以上接していない土地
- 7 都市計画法の規定による都道府県知事の許可を受けなければならない開発行為をする場合において、当該開発行為が開発許可の基準に適合しないときにおける当該開発行為に係る土地
- 8 都市計画法に規定する市街化区域以外の区域にある土地（宅地として造成することができるものを除く。）
- 9 農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められた区域内の土地
- 10 森林法の規定により保安林として指定された区域内の土地
- 11 法令の規定により建物の建築をすることができない土地（建物の建築をすることができる面積が著しく狭くなる土地を含む。）
- 12 過去に生じた事件又は事故その他の事情により、正常な取引が行われないおそれがある不動産及びこれに隣接する不動産

ホ 物納手続関係書類（例示：更地の場合）

物納申請期限までに物納申請書に添付して提出してください。

更地 (借地権等 の設定が ないもの)	共 通	土地の状況によって追加が必要なもの	
	所在図(住宅地図)、公図の写し、登記事項証明書(登記簿謄本)、地積測量図、境界確認書・道路明示証、土地の維持管理に要する費用の明細書、所有権移転に必要な書類(所有権移転登記承諾書、印鑑証明書)を提出する旨の申出書	建物等の越境がある場合	越境物の撤去等を約する旨の確認書
		建築基準法上の道路に接していない場合	隣地を通行することを承諾した書類
		電柱がある場合	電柱等に係る土地使用承諾書の写し
		仮換地の場合	仮換地指定通知書の写し

ヘ 収納価額

物納財産を国が収納するときの価額は、原則として、課税価格の計算の基礎となった財産の価額によります。

なお、「小規模宅地等の特例」(12ページ参照)又は「特定計画山林の特例」(16ページ参照)の適用を受けた相続財産を物納する場合については、特例適用後の価額が収納価額になります。

ト 物納に係る利子税

物納申請が行われた場合には、物納の許可による納付があったものとみなされる日までの期間のうち、申請者において必要書類の訂正等又は物納申請財産の収納に当たっての措置を行う期間がある場合など一定の場合には、利子税がかかります。

なお、利子税の割合は、「年7.3%」と「前年11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合(年単位(1月1日から12月31日)で適用)となります。

平成22年11月30日の日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので、平成23年1月1日から同年12月31日までの期間に適用する利子税の割合は年4.3%となります。

④ 相続税の申告書の記載例

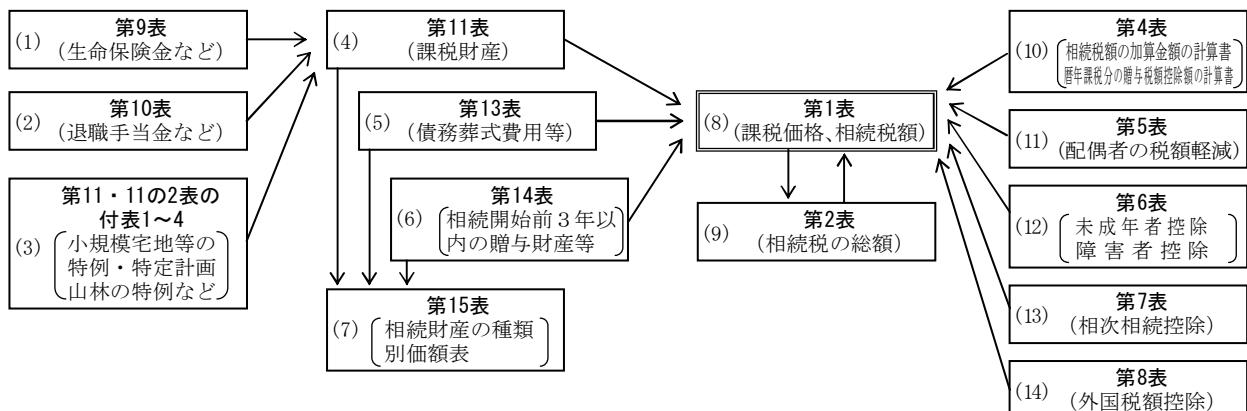
1 申告書の記載の順序について

(1) 一般の場合

- ① 相続税のかかる財産（「課税財産」といいます。）及び被相続人の債務等について、第9表から第15表を作成します。
- （注）作成に当たり課税財産の評価が必要なものについては、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」、「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」等を最初に作成しておきます。
- ② 課税価格の合計額及び相続税の総額を計算するため、第1表、第2表を作成します。
- ③ 税額控除の額を計算するため、第4表から第8表までを作成し、第1表に税額控除額を転記し各人の納付すべき相続税額を算定します。

この順序を図にしますと、次のとおりとなります（(1)から(14)までの順序で各表を記載していきます。）。

（注）一般の場合とは、ここでは、相続時精算課税適用者（1ページ参照）又は相続税の納税猶予の特例（18、22ページ参照）を適用する者がいる場合をいいます。



(2) 相続時精算課税適用者がいる場合

- イ 納付すべき税額のある相続時精算課税適用者がいる場合
「第11表」のほか、相続時精算課税適用財産の明細の記載及び相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算をする「第11の2表」を作成します。
- ロ 還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合
- ① 上記イのとおりです。
 - ② 「第1表」のほか、還付される税額の受取場所の記載をする「第1表の付表2」を作成します。

(3) 相続税の納税猶予の特例を適用する者がいる場合

- イ 農業相続人がいる場合
(1)に掲げる表のほか、「第3表」、「第8表」、「第12表」を作成します。
- ロ 経営承継相続人等がいる場合
(1)に掲げる表のほか、「第8の2表」、「第8の2表の付表1」、「第8の2表の付表2」、「第8の2表の付表3」を作成します。
- ハ イ及びロのいずれにも該当する者がいる場合
イ、ロに掲げる表のほか、「第8の3表」を作成します。

（注）相続税の申告書を提出すべき者が被相続人である特定贈与者の死亡の日からその相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合や相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合の相続税の申告書の記載方法等については、税務署にお尋ねください。

2 具体的な記載例について

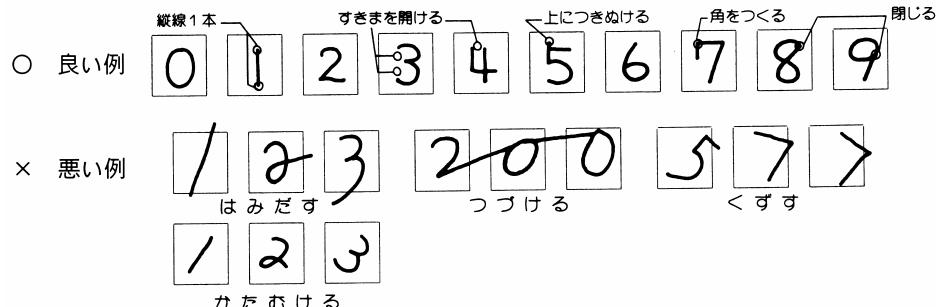
次のページ以降に一般的な相続税の申告書の記載例を掲載しています。

申告書の作成

申告書の作成に当たっては、黒ボールペンを使用してください。

申告書第1表、第1表（続）、第11・11の2表の付表2の1、第11・11の2表の付表2の2、第15表及び第15表（続）は、機械で読み取りますので、折り曲げないようにお願いします。

また、これらの記載に当たっては、記載例の書体例にならって、枠内に記入願います。



Q&A 具体的な相続税額は？

問： 具体的な相続税額はどれくらいになるのでしょうか。

答： 被相続人の遺産の内容や法定相続人の人数、また、遺産分割の状況により相続税額は異なりますので一概にお答えすることはできませんが、被相続人の遺産を相続人が法定相続分により相続したと仮定しますと、次の表のとおりとなります。

相続人		遺産の価額		1億円	2億円	3億円	5億円
配偶者と子供1人	配偶者子	0万円 175万円	0万円 1,250万円	0万円 2,900万円	0万円 6,900万円	0万円 0万円	0万円 6,900万円
配偶者と子供2人	配偶者子子	0万円 50万円 50万円	0万円 475万円 475万円	0万円 1,150万円 1,150万円	0万円 2,925万円 2,925万円	0万円 0万円 0万円	0万円 2,925万円 2,925万円
配偶者と子供3人	配偶者子子子	0万円 17万円 17万円 17万円	0万円 271万円 271万円 271万円	0万円 667万円 667万円 667万円	0万円 1,758万円 1,758万円 1,758万円	0万円 0万円 0万円 0万円	0万円 1,758万円 1,758万円 1,758万円
配偶者と子供4人	配偶者子子子子	0万円 0万円 0万円 0万円 0万円	0万円 169万円 169万円 169万円 169万円	0万円 450万円 450万円 450万円 450万円	0万円 1,188万円 1,188万円 1,188万円 1,188万円	0万円 0万円 0万円 0万円 0万円	0万円 1,188万円 1,188万円 1,188万円 1,188万円

(注) 1 遺産の価額は、各人の相続税の課税価格の合計額（遺産に係る基礎控除額控除前の金額）です。

2 相続税額の計算に当たっては、配偶者の税額軽減を適用し、税額は1万円未満を四捨五入しています。

フリガナ、生年月日は必ず
記入してください。

相続開始の日における職業・
役職を記入してください。

相続開始の日における年齢を記入してください。

相続税の申告書

春日部 稅務署長 殿
24年2月2日提出

相続開始年月日 23 年 5 月 10 日

F D 3 5 2 5

第1表
（平成21年4月分以降用）

※ 稅務署
整理欄
通 信
日付印
年月日
• •
(確認)
(者印)

⑫から⑯までの税額控除のうち先順位の税額控除をしてその控除後の税額が0又は赤字となる場合には、後順位の税額控除をすることなく、⑭欄の税額は0となります。

赤字となる場合には左端に△を付して下さい。

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第IIの2表⑨）があるときの益権の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

第1表 (平23.7) (資4-20-1-1-A4統一)

□ 税理士法第30条の書面提出有	□ 税理士法第33条の2の書面提出有
------------------	--------------------

相続税の申告書を作成された税理士の方へ

税理士法第30条((税務代理の権限の明示))、第33条の2((計算事項、審査事項等を記載した書面の添付))に規定する書面を作成し、申告書と併せて提出される場合には、該当する□の中にレ印の記入をお願いします。

あん分割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、全員の割合の合計が1.00になるように小数点以下2位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。

F D 3 5 2 6

第1表(続) (平成21年4月分以降用)

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。		※申告期限延長日 年月日	※申告期限延長日 年月日
		財産を取得した人	財産を取得した人
○プリガナは、必ず記入してください。		コクゼイ イチロウ	ゼイム サチコ
氏名	国税一郎	税務幸子	
生年月日	昭和50年3月24日(年齢36歳)	昭和51年2月14日(年齢35歳)	
住所(電話番号)	〒344-xxxx 春日部市〇〇〇3丁目5番16号 (xxx - xxx - xxxx)	〒272-xxxx 市川市〇〇〇6丁目3番1号 (xxx - xxx - xxxx)	
被相続人との続柄	長男	○○商事㈱代表取締役	
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号			
課税価格の計算	① 取得財産の価額 (第11表③) 相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表⑦) 債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦) 純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0) 純資産価額に加算される 贈与税分の贈り物税額 (第14表1④) 課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	② 129067118 24626035 24056340 129636813 2000000 129636000	112678683 112678683 112678683 112678683 2000000 114678000
各人の算出税額の計算	⑧ 法定相続人の数及び 遺産に係る基礎控除額 ⑨ 相続税の総額	⑩ あん分割合 (各人の⑧) 0.26 30274400	0.23 26781200
一般の場合	算出税額 (各人の⑨) 租税特別措置法 第70条の第2項の規定の適用 を受けた場合	130274400	130274400
相続税額の計算	⑪ 相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 (第4表1⑤)	0	0
税額の納付・還付	⑫ 贈与税額分控除額 (第4表2②) 配偶者の税額減額 (第5表⑮又は⑯) 未成人者控除額 (第6表1②,③又は⑥) 障害者控除額 (第6表2②,③又は⑥) 相次続控除額 (第7表⑬又は⑯) 国外税額控除額 (第8表1⑧) 計	0 0 0 0 0 0 111169 0 111169	0 0 0 0 0 0 90000 96627 186627
※の項目は記入する必要がありません	⑯ 引税率 (⑩-⑪又は⑩-⑪-⑫) 相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表⑨) 小計(⑯-⑯) (黒字のときは100円未満切捨て) 農地等納稅猶予税額 (第8表2⑦) 株式等納稅猶予税額 (第8の2表⑩) 申告期限までに 納付すべき税額 (⑯-⑯) 還付される税額	30163231 00 30163200 00 30163200 △	26594573 00 26594500 00 26594500 00 26594500 △

(注) ⑯欄の金額が赤字となる場合は、⑯欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑯欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑨)があるときの⑯欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※申告区分 年分 名簿番号
※申告年月日 グループ番号 検査印

第1表(続) (平成21年4月分以降用)

(資4-20-2-1-A4統一)

⑯欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑨)がある場合の⑯欄の金額は、⑯欄の金額によらず、次の算式により計算します。

(算式)

⑯欄の金額 - 左記の金額のうち贈与税の外国税額控除額の金額

(注) 上記の算式で計算する場合の⑯欄の金額は、正の数として計算します。例えば、⑯欄の金額が△2,000千円で、そのうち贈与税の外国税額控除額(その人の第11の2表の⑨欄の金額)が500千円である場合の還付される税額(⑯欄の金額)は、2,000千円 - 500千円 = 1,500千円となります。

第1表の付表1
(平成21年4月分以降用)

納税義務等の承継に係る明細書 (兼相続人の代表者指定届出書)		被相続人					
<small>この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。</small> <ul style="list-style-type: none"> ① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合 ② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合 ③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合 							
1 死亡した者の住所・氏名等							
住所	氏名	フリガナ	相続開始年月日 平成 年 月 日				
2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額		納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の④の金額)	円				
		還付される税額 (相続税の申告書第1表の⑤の金額)	△ 円				
3 相続人等の代表者の指定 (相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 代表者の氏名 _____							
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認							
5 相 続 人 等 に 関 す る 事 項	(1) 住所	〒	〒	〒	〒		
	(2) 氏名	フリガナ <small>印</small>	フリガナ <small>印</small>	フリガナ <small>印</small>	フリガナ <small>印</small>		
	※ 整理欄 (記入しないでください。)		
	(3) 職業及び被相続人との 続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄
	(4) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日		
	(5) 電話番号						
	(6) 承継割合 ···· B	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____		
	(7) 相続又は遺贈により取得 した財産の価額	円	円	円	円		
	(8) 各人の(7)の合計	_____ 円					
(9) (7)の(8)に対する割合 [(7) (8)]	_____	_____	_____	_____			
6 税 額	納付すべき税額 (各人の100円未満 切捨て)	00円	00円	00円	00円		
	A × B 還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円	△ 円		

第1表の付表1 (平23.7)

(資4-20-1-2-A4統一)

この表は、還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合に、
還付される税額の受取場所を記入します。

第1表の付表2
(平成21年4月分以降用)

還付される税額の受取場所

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

- ① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、
- ② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

* 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を該当する項目に記入して下さい。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協					本店・支店 出張所 本所・支所			
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		(その他 ())										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合						郵便局等の窓口での受取りの場合				
記号番号 (7~13桁)												

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協					本店・支店 出張所 本所・支所			
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		(その他 ())										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合						郵便局等の窓口での受取りの場合				
記号番号 (7~13桁)												

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協					本店・支店 出張所 本所・支所			
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		(その他 ())										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合						郵便局等の窓口での受取りの場合				
記号番号 (7~13桁)												

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協					本店・支店 出張所 本所・支所			
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		(その他 ())										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合						郵便局等の窓口での受取りの場合				
記号番号 (7~13桁)												

⑥欄の各人ごとの金額について下の「相続税の速算表」を用いて計算した税額を記入します。

相続税の総額の計算書

被相続人 国税太郎

第2表

(平成21年4月分以降用)

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の⑨欄及び⑩欄並びに⑪欄から⑪欄までは記入する必要がありません。			
① 課税価格の合計額 <small>（注）1 (6) (A) 第1表</small>	② 遺産に係る基礎 <small>（注）2 (6) (A) 第3表</small>	控除額 <small>（注）3 (6) (A) 第1表</small>	③ 課税遺産総額 <small>（注）4 (6) (A) 第3表</small>
498,600,000	5,000万円 + (1,000万円 × 3人) = 8,000	418,600,000	
	④ の人数及び⑤の金額を第1表⑨へ転記します。		
④ 法定相続人 <small>（注）1 参照</small>	⑤ ← 左の法定相続人に応じた法定相続分	第1表の「相続税の総額⑦」の計算	第3表の「相続税の総額⑦」の計算
氏名	被相続人との続柄	⑥ 法定相続分に応ずる取得金額 <small>（注）5 (6) (A) 第1表</small>	⑦ 相続税の総額の基となる税額 <small>（注）6 (6) (A) 第3表</small>
国税花子	妻	1/2	209,300,000
国税一郎	長男	1/2 × 1/2 = 1/4	104,650,000
税務幸子	長女	1/2 × 1/2 = 1/4	104,650,000
			24,860,000
			,000
			,000
			,000
			,000
			,000
			,000
法定相続人の数	⑧ 人 <small>（注）7 (6) (A) 第1表</small>	合計 <small>（注）8 (6) (A) 第3表</small>	⑨ 相続税の総額 <small>（注）9 (6) (A) 第1表</small>
3	1	116,440,000	

法定相続分の合計が「1」になるか確認してください。

↓

○被相続人に養子があるときは、遺産に係る基礎控除額を計算する場合の法定相続人の数に含めるその養子の数が制限される場合があります(2ページ参照)。この制限される場合における養子についても、「④法定相続人」欄に全員記入し、「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄には、次の記載例のように記入します。

なお、この例の場合、「④法定相続人」の最下欄の「法定相続人の数④」欄の人数は4人となります。

④ 法定相続人 <small>（注）1 参照</small>	⑤ 左の法定相続人に応じた法定相続分
氏名	被相続人との続柄
山田花子	妻 $\frac{1}{2}$
山田太郎	長男 $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$
山田桜子	長女 $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$
山田一郎	養子 $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$
山田二郎	養子 $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$
法定相続人の数	⑧ 人 <small>（注）7 (6) (A) 第1表</small>
4	合計 <small>（注）8 (6) (A) 第3表</small>
	1

(注) 1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合をご覧ください。

2 ⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうち農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記するとともに、⑪欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	300,000千円以下	300,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	- 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	47,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。

⑥欄の金額 × 税率 - 控除額 = ⑦欄の税額

⑨欄の金額 × 税率 - 控除額 = ⑩欄の税額

例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額(⑦欄)は、 $30,000\text{千円} \times 15\% - 500\text{千円} = 4,000\text{千円}$ です。

○連帯納付義務について

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互に連帯して納付しなければならない義務があります。

(資 4-20-3-A4統一)

第2表 (平23.7)

この表は、財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合に記入します。

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額の計算書

			被相続人			
私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けています。			相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名 ↑ (歳) ↑ (歳) ↑ (歳)			
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取得した全ての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。						
財産を取得した人の氏名 (各人の合計)						
課税価格の計算	取得財産	農業相続人 (第12表⑤)	①	農業相続人とその他の人では記入する欄が異なります。		
	その他の人 (第1表①+第1表②)		②			
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)		③			
	純資産価額 (①-③) 又は (②-③) (赤字のときは0)		④			
	純資産価額に加算される毎年課税分の贈与財産価額 (第1表⑤)		⑤			
	課税価格 (④ + ⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	⑦	,000	,000	,000
	相続税の総額 (第2表⑪)		00			
	あん分割合 (各人の⑥) (A)	⑧	1.00			
	算出税額 (⑦×各人の⑧)			円	円	円
	農業相続人の納稅猶予の基となる税額	相続税の総額の差額 (第1表の⑩の金額)	⑩	00	00円	00円
	農業投資価格超過額 (第12表③)		⑪	(B)		
	各人へのあん分割合 (⑩×各人の⑪÷⑪)		⑫			
	各人の算出税額 (⑨+⑫)		⑬			
財産を取得した人の氏名						
課税価格の計算	取得財産	農業相続人 (第12表⑤)	①	あん分割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、全員の割合の合計が1.00になるように小数点以下2位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。		
	その他の人 (第1表①+第1表②)		②			
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)		③			
	純資産価額 (①-③) 又は (②-③) (赤字のときは0)		④			
	純資産価額に加算される毎年課税分の贈与財産価額 (第1表⑤)		⑤			
	課税価格 (④ + ⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	⑦	,000	,000	,000
	相続税の総額 (第2表⑪)		00			
	あん分割合 (各人の⑥) (A)	⑧	1.00			
	算出税額 (⑦×各人の⑧)			円	円	円
	農業相続人の納稅猶予の基となる税額	相続税の総額の差額 (第1表の⑩の金額)	⑩	00	00円	00円
	農業投資価格超過額 (第12表③)		⑪			
	各人へのあん分割合 (⑩×各人の⑪÷⑪)		⑫			
	各人の算出税額 (⑨+⑫)		⑬			

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納稅猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

相続時精算課税適用者以外の
人は記載を要しません。

相続税額の加算金額の計算書 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人 国税 太郎

1 相続税額の加算金額の計算書

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属（孫）を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。

（注）一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名						
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①	円	円	円	円	円
相受開統等 統け始柄が 時てのにあ 精い時変つ 算するまた 課人で、場 税でに義合 に、被子に 係か相縁記 るつ続組入 贈、人のし 贈と相ま 統の消す。	②	円	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額 (第1表①+第1表②+第1表⑤)	③					
相続税額の加算金額 (①×②×0.2)	④	円	円	円	円	円
（注）上記②～④の金額がある場合には、(①-④)×0.2となります。	⑤	円	円	円	円	円

（注）各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑪」欄に転記します。

2 暗年課税分の贈与税額控除額の計算書

この表は第14表の「1 純資産価額に加算される暗年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。

控除を受ける人の氏名		税務 幸子				
相続開始の年の前年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	①	円	円	円	円	円
①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	②					
その年分の暦年課税分の贈与税額	③	00	00	00	00	00
控除を受ける贈与税額 (③×②÷①)	④					
贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑤	円	円	円	円	円
⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑥	2,000,000				
その年分の暦年課税分の贈与税額	⑦	90,000	00	00	00	00
控除を受ける贈与税額 (⑦×⑥÷⑤)	⑧	90,000				
贈与税の申告書の提出先		市川 税務署	税務署	税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑨	円	円	円	円	円
⑨のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑩					
その年分の暦年課税分の贈与税額	⑪	00	00	00	00	00
控除を受ける贈与税額 (⑪×⑩÷⑨)	⑫					
贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署	税務署	税務署
暦年課税分の贈与税額控除額計 (④+⑧+⑫)	⑬	90,000	円	円	円	円

（注）各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額⑫」欄に転記します。

第4表

（平成21年4月分以降用）

特定贈与財産（4ページ参照）に該当するものがある場合には、被相続人から贈与を受けた財産の総額からその特定贈与財産の価額を差し引いた金額を記入します。

それぞれのその年に課税された暦年課税分の贈与税額（利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。）を記入します。

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

国税 太郎

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業) (相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)				※ 円	
(第1表のⒶの金額) [配偶者の法定相続分]				※ 円	
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	498,600,000円 × $\frac{1}{2}$	= 249,300,000円		249,300,000	
	上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円				
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	Ⓐ 分割財産の価額 (第11表の配偶者のⒶの金額)	Ⓑ 分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額	⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (Ⓐ - ④ + ⑤) の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	
円	円	円	円	円	※ 円
256,646,350	3,359,600	3,359,600	1,000,000	254,286,000	
相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	⑧ Ⓢの金額と⑥の金額とのうちいずれか少ない方の金額	⑨ 課税価格の合計額 (第1表のⒶの金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)		
円	円	円	円		
116,440,000	249,300,000	498,600,000	58,220,000		
配偶者の税額軽減の限度額	→ (第1表の配偶者の⑨又は⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額) (⑪ 59,384,400 円 - 0 円)	⑪ 配偶者の税額軽減の限度額	⑫ 59,384,400		
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑫の金額とのうちいずれか少ない方の金額)	⑬ 配偶者の税額軽減額	⑭ 58,220,000		

(注) ⑮の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑯」欄に転記します。

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)				※ 円	
(第3表のⒶの金額) [配偶者の法定相続分]				※ 円	
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	.000円 × $\frac{1}{2}$	= .000円			
	上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円				
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	Ⓐ 分割財産の価額 (第11表の配偶者のⒶの金額)	Ⓑ 分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額	⑮ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑮の金額)	⑯ (Ⓐ - ⑭ + ⑮) の金額 (⑮の金額より小さいときは⑮の金額) (1,000円未満切捨て)	
円	円	円	円	円	※ 円
00					,000
相続税の総額 (第3表の⑦の金額)	⑰ Ⓢの金額と⑯の金額とのうちいずれか少ない方の金額	⑱ 課税価格の合計額 (第3表のⒶの金額)	⑲ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑰×⑱÷⑲)		
円	円	円	円		
00		,000			
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額) (⑪ 円 - ⑫ 円)	⑳ 配偶者の税額軽減の限度額	㉑ 0		
配偶者の税額軽減額	(㉑の金額と⑳の金額とのうちいずれか少ない方の金額)	㉒ 配偶者の税額軽減額	㉓ 0		

(注) ⑮の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑯」欄に転記します。

* 相続税法第19条の2第5項(「隠匿又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用」)の規定の適用があるときは、
「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表のⒶの金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表のⒶの金額)、⑯、⑰及び⑲の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

未成年者控除額の計算書 障害者控除額の計算書

被相続人	
------	--

第6表
(平成23年分以降用)

1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうち、満20歳にならない人がいる場合に記入します。)

未成年者の氏名						計
年齢 (1年未満切捨て)	①	歳	↓	歳	歳	
未成年者控除額	②	6万円×(20歳-__歳)	= 0,000円	6万円×(20歳-__歳)	= 0,000円	6万円×(20歳-__歳)
未成年者の第1表の(⑨+⑩+⑪-⑫-⑬)又は(⑩+⑪-⑫-⑬)の相続税額	③	円	円	円	円	円
(注) 1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額⑭」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。						
控除しきれない金額 (②-③)	④	円	円	円	円	計 Ⓐ)
(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額) Ⓐ欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。						
扶養義務者の氏名						計
扶養義務者の第1表の(⑨+⑩+⑪-⑫-⑬)又は(⑩+⑪-⑫-⑬)の相続税額	⑤	円	円	円	円	円
未成年者控除額	⑥					
(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額⑭」欄に転記します。						

2 障害者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうち、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。)

一般障害者		特別障害者		計
障害者の氏名				
年齢 (1年未満切捨て)	①	↓歳	歳	↓歳
障害者控除額	②	6万円×(85歳-__歳)	= 0,000円	6万円×(85歳-__歳)
障害者の第1表の(⑨+⑩+⑪-⑫-⑬)又は(⑩+⑪-⑫-⑬-⑭)の相続税額	③	円	円	円
(注) 1 過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので税務署にお尋ねください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその障害者の「障害者控除額⑮」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。				
控除しきれない金額 (②-③)	④	円	円	円 計 Ⓐ)
(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額) Ⓐ欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。				
扶養義務者の氏名				計
扶養義務者の第1表の(⑨+⑩+⑪-⑫-⑬)又は(⑩+⑪-⑫-⑬-⑭)の相続税額	⑤	円	円	円
障害者控除額	⑥			
(注) 各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第1表の「障害者控除額⑮」欄に転記します。				

過去の相続の際に未成年者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(9ページ参照)には、今回受けができる金額を②欄に記入するとともに欄外にその計算の明細を記入し、「6万円×(20歳-__歳)」の文字を二本線で抹消してください。

過去の相続の際に障害者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(9ページ参照)には、今回受けができる金額を②欄に記入するとともに欄外にその計算の明細を記入し、「6万円×(85歳-__歳)」又は「12万円×(85歳-__歳)」の文字を二本線で抹消してください。
なお、この場合の障害者控除額の計算方法については税務署にお尋ねください。

相続の放棄をした人
や相続権を失った人
は除かれます。

相次相続控除額の計算書

被相続人

国税 太郎

第7表
(平成21年4月分以降用)

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の総額の計算

前の相続に係る被相続人の氏名	前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄	前の相続に係る相続税の申告書の提出先	
国税 太助	国税 太郎の父	春日部 税務署	
① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間(1年未満切捨て)	④ 10年 - ③の年数
平成 14年 3月 10日	平成 23年 5月 10日	9年	1年
⑤ 被相続人が前の相続時に取得した純資産価額(相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ (⑤ - ⑥)の金額	⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した全ての人の純資産価額の合計額(第1表の④の合計金額)
円 19,411,546	円 4,250,000	円 15,161,546	円 495,602,246
(⑥の相続税額) 4,250,000 円 × $\frac{(⑧の)金額}{(⑦の)金額}$	495,602,246 円	$\left[\frac{\text{この割合}}{\text{が}1\text{を超} \rightarrow \text{る} \text{と} \text{は} \text{ま} \text{す} \text{。}} \right] \times \frac{1}{10} \text{年} =$	相次相続控除額の総額 ⑧ 円 425,000

2 各相続人の相次相続控除額の計算

(1) 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。)

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑨ 相次相続控除額の総額	⑩ 各相続人の純資産価額(第1表の各人の④の金額)	⑪ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第1表の④の各人の合計)	⑫ 各人の⑩の割合	⑬ 各人の相次相続控除額(⑨×各人の⑫の割合)
国税 花子	(上記⑨の金額) 425,000 円	円 253,286,750	⑮ 495,602,246 円	0.5110686	円 217,204
国税 一郎		129,636,813		0.2615743	111,169
税務 幸子		112,678,683		0.2273570	96,627

(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。)

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑭ 相次相続控除額の総額	⑮ 各相続人の純資産価額(第3表の各人の④の金額)	⑯ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第3表の④の各人の合計)	⑰ 各人の⑮の割合	⑱ 各人の相次相続控除額(⑭×各人の⑰の割合)		
	(上記⑭の金額)	円	⑯ 495,602,246 円		円		

(注) 1 ⑥欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。
2 各人の⑬又は⑱欄の金額を第1表のその人の「相次相続控除額⑯」欄に転記します。

外 国 税 額 控 除 額 の 計 算 書

被相続人

1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名 国名及び税の名 称 納期限 (年月日)	外国の法令により課せられた税		③ ①の日現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額 (②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ ⑤の金額 取得財産の価額割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額 (④と⑦とのうちいずれか少ない方の金額)
	①	② 税額						
	..			円	円		円	円
	..							
	..							
	..							
	..							
	..							
	..							

- (注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した額を記入します。
 2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
 3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑪」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名			
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑬の金額)	①	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第1表⑯× 第3表の各農業相続人の⑬の金額)	②		
税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の⑰+⑯の金額)	③		
第3表⑨の各農業相続人の算出税額	④		
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第1表⑯× 第3表の各農業相続人の⑬の金額)	⑤		
(③-(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)	⑥		
農地等納税猶予税額 (①+②-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00

- (注) 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額②」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、第8の3表の①又は⑤欄の金額をその人の「農地等納税猶予税額②」欄に転記します。

この計算書は「非上場株式等についての納税猶予の特例」の適用を受ける場合に記入します。

株式等納税猶予税額の計算書

この計算書は、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。
 (注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表）において「経営承継人」と表記しています。

私は、第8の2表の付表1・付表2の「2 特例非上場株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記載された会社の株式（出資）のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項、同法第70条の7の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項）の適用を受けます。

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

① この計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額	円
② この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表・第1表（統）のその人の③欄の金額）	
③ 特定価額（①-②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000
④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て）	,000
⑤ この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の者の第1表・第1表（統）の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）	,000
⑥ 基礎控除額（第2表の⑦欄の金額）	0,000,000
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③+⑤-⑥）	,000
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④+⑤-⑥）	,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪法定相続分に応する取得金額 (⑦)×⑩)	⑫相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)	⑬法定相続分に応する取得金額 (⑧)×⑩)	⑭相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円 ,000	円 ,000	円 ,000	円 ,000
		,000	,000	,000	,000
		,000	,000	,000	,000
		,000	,000	,000	,000
		,000	,000	,000	,000
		,000	,000	,000	,000
法定相続分の合計	1	⑮相続税の総額（⑫の合計額）	00	⑯相続税の総額（⑭の合計額）	00

(注) 1 ⑤欄の「第1表・第1表（統）の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した者のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける者がいる場合は、「第3表の⑥欄の金額」となります。
 2 ⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算

① （経営承継人の第1表・第1表（統）の（⑮+⑯-⑰））の金額	円
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑮×1の③／1の（③+⑤））	
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）	
a (②+③)-経営承継人の第1表・第1表（統）の⑯）の金額（赤字の場合は0）	
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑯×1の④／1の（④+⑤））	
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）	
b (④+⑤)-経営承継人の第1表・第1表（統）の⑯）の金額（赤字の場合は0）	
⑥ 経営承継人の第1表・第1表（統）の⑥欄に基づく算出税額（その人の第1表・第1表（統）の（⑨(又は⑩)+⑪-⑯））（赤字の場合は0）	
⑦ (①+a-b-⑥)の金額（赤字の場合は0）	
⑧ (a-b-⑦)の金額（赤字の場合は0）	
⑨ 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注2参照）	
イ (会社名) に係る株式等納税猶予税額 (⑧)×イの株式等に係る価額／1の①) (100円未満切捨て)	00
ロ (会社名) に係る株式等納税猶予税額 (⑧)×ロの株式等に係る価額／1の①) (100円未満切捨て)	00
ハ (会社名) に係る株式等納税猶予税額 (⑧)×ハの株式等に係る価額／1の①) (100円未満切捨て)	00
⑩ 株式等納税猶予税額 (イ+ロ+ハ) (注3参照)	00

(注) 1 ⑥欄の算式中の「第1表・第1表（統）の⑨」の金額について、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第1表・第1表（統）の⑩」の金額とします。
 2 ⑨欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみの場合は、⑨欄の記入は行わず、⑧欄の金額を⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の⑤欄並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
 3 ⑩欄の金額を経営承継人の第1表・第1表（統）の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、第8の3表の②又は⑥欄の金額を経営承継人の第1表・第1表（統）の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。

※税務署整理欄	入力	確認			
---------	----	----	--	--	--

第8の2表（平23.7）

（資4-20-9-2-A4統一）

経営承継人が2人以上いる場合には、経営承継人ごとにこの計算書を作成します。

第8の2表

（平成21年4月分以降用）

※の項目は記入する必要がありません。

この明細書は特例非上場株式等に係る会社1社ごとに作成します。

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により特例非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。

この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。



1 特例非上場株式等に係る会社

		被相続人	
この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により特例非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。		経営承継相続人等	

2 特例非上場株式等の明細

① 会社名	⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名		
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)	⑧ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日 平成 年 月 日
③ 事業種目		認定番号	
④ 相続開始の時における資本金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有 無
⑤ 相続開始の時における資本準備金の額	円		
⑥ 相続開始の時における従業員数	人		

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ (①-②)の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のいずれか少ない方の数等)
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第11号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「3(1)」参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「3(2)」参照)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・						円	
・							
・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)							
③ 会社のすべての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合(②) (③)					%		

※の項目は記入する必要があります。

上記の明細の内容に相違ありません。
所在地 _____
会社名 _____
代表者氏名 _____ 印

※税務署整理欄	法人管轄署番号	一	入力	確認		
---------	---------	---	----	----	--	--

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定の適用を受ける株式等がある場合)

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等で相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。		被相続人	経営承継相続人等
--	--	------	----------

1 特例非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑧ 経営承継相続人等が役員等であった期間	・	・	～	・
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)	⑨ 経済産業大臣の認定年月日	平成	年	月	日
③ 事業種目		認定の状況	認定番号			
④ 相続開始の時における資本金の額	円					
⑤ 相続開始の時における資本準備金の額	円					
⑥ 相続開始の時における従業員数	人					
⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名		⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	無		

2 特例非上場株式等の明細

(1) 相続開始の時における発行済株式等の総数等	株・口・円				
(2) 特例非上場株式等の明細					
区分	受贈年月日	① 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	② 被相続人から贈与により取得した株式等の数等	③ ①又は②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面「3(5)」参照)
イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等	・・		株・口・円	b	株・口・円
	・・			b	
ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等	・・			b	
	・・			b	
ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等		a 株・口・円		c	
		合計	d	e	A

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の(2)の③欄に記入することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の(1)× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ 2の(2)③欄の限度となる数等	イ 特定受贈同族会社株式等及び特定同族株式等に係る特例非上場株式等(bの数等の合計)の限度数	ロ 相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等(cの数等)の限度数
株・口・円	株・口・円	①≤②の場合 (①-②+d)の数等(赤字の場合は0) 株・口・円	(①-②+d)の数等(赤字の場合は0) 株・口・円	
		①>②の場合 (d)の数等 株・口・円	(d)の数等 株・口・円	(①-②)の数等 株・口・円

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第11号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・・						円	
・・							
・・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)							
③ 会社のすべての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合(②) (③)					%		

※ 上記の明細の内容に相違ありません。

所在地
会社名
代表者氏名

平成 年 月 日

印

5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意

私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。	同意すべき人の氏名(裏面「5」参照)

※税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力	確認			
---------	---------	---	----	----	--	--	--

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書		被相続人		
この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等について、その明細を記入します。		経営相続承継受贈者		
1 特例相続非上場株式等に係る会社				
① 会社名		⑦ 相続開始の時における経営相続承継受贈者の役職名		
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)	⑧ 経済産業大臣の確認の状況	確 認 年 月 日	平成 年 月 日
③ 事業種目		⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	確 認 番 号	
④ 相続開始の時における資本金の額	円	有	無	
⑤ 相続開始の時における資本準備金の額	円			
⑥ 相続開始の時における従業員数	人			
(注) 1 租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた特例受贈非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社・株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその他の会社について①から⑧までの各欄を記入します。 2 ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項各号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。 4 ⑨欄は、特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社(租税特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。)であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係(租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。)がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社(特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。)又は租税特別措置法施行令第40条の8の3第8項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の8の2第13項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。				
2 特例相続非上場株式等の明細				
受贈年月日	① 相続開始の時における発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時において保有していた株式等の数等	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(「(注)4」参照)
.	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円 A
(注) 1 ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 2 ②欄の数等又は④欄の金額の記入に当たり、贈与により取得した時以後において、株式等について合併・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。 3 ③欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算」の④欄の数等が限度となります。 4 ④欄の金額は、贈与の時における価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与税の納税猶予税額を租税特別措置法第70条の7第2項第5号に規定する認定贈与承継会社等が外国会社等の株式等を有していないものとして計算していた場合には、税務署にお尋ねください。 5 特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社(租税特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。)であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係(租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。)がある法人(以下「会社等」といいます。)が会社法第2条第2号に規定する外国会社(特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。)又は租税特別措置法施行令第40条の8の3第8項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の7の4第1項の特例受贈非上場株式等の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時における特例受贈非上場株式等の価額は、租税特別措置法第70条の7の4第1項の特例受贈非上場株式等の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時における特例受贈非上場株式等の価額を基礎として会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していないものとして租税特別措置法施行規則第23条の12第3項又は租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成22年財務省令第17号)附則第22条第3項の規定に基づき計算した価額が⑤欄の金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。 6 A欄の金額(⑤欄の金額)を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。 なお、この明細書以外に第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の金額の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。				
3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算				
この欄は、「2 特例相続非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。				
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営相続承継受贈者が2の②欄に係る贈与の直前において保有していた数等	③ (①-②)の数等 (赤字の場合は 0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等の)いざれか少ない方の数等	
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	
(注) ②欄の数等の記入に当たり、贈与により取得した時以後において、株式等について合併・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。				

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力	確認		
---------	---------	---	----	----	--	--

この計算書は、「農地等についての納税猶予の特例」と「非上場株式等についての納税猶予の特例」を同時に適用する農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）がいる場合に作成します。

農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整計算書

この計算書は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例と同法第70条の7の2第1項又は同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例を同時に適用する農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）が、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整の計算のために使用します。

1 調整前猶予税額等の明細

	円
① この計算書の農業相続人の調整前農地等猶予税額（その人の第8表の「2」の⑦欄の金額）	00
② この計算書の農業相続人の調整前株式等猶予税額（その人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の第8の2表の「2」の⑩欄の金額）	00
③ 調整前猶予税額（①+②）	00
④ この計算書の農業相続人の猶予可能税額（その人の第1表の②欄の金額）	

(注) 1 ③欄の金額が④欄の金額を超える場合（「③>④」の場合）は、「2 農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。
2 ③欄の金額が④欄の金額以下の場合（「③≤④」の場合）は、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整は不要ですので、上記①及び②欄の金額を第1表・第1表（続）の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額②」及び「株式等納税猶予税額②」欄にそれぞれ転記します。

2 農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整

この欄は、上記1の③欄の金額が④欄の金額を超える場合（「③>④」の場合）に使用します。

なお、上記1の③欄の金額が④欄の金額以下の場合（「③≤④」の場合）は記入を要しません（上記1の（注2）参照）。

	円
⑤ 調整後の農地等納税猶予税額（④× $\frac{①}{③}$ ）（100円未満切捨て）	00
⑥ 調整後の株式等納税猶予税額（④-⑤）（100円未満切捨て）	00

(注) ⑤及び⑥欄の金額を第1表・第1表（続）の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額②」及び「株式等納税猶予税額②」欄にそれぞれ転記します。

生命保険金などの明細書

被相続人

国税 太郎

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
千代田区〇〇2丁目×番	〇〇生命保険(相)	23・7・8	円 29,629,483	国税 一郎
〃	〃	23・7・8	5,000,000	〃
千代田区〇〇1丁目×番	××生命保険(相)	23・7・13	10,000,000	〃
中央区〇〇2丁目×番	△△生命保険(相)	23・8・5	20,000,000	税務 幸子
中央区〇〇1丁目×番	㈱〇〇生命保険	23・9・2	10,768,125	〃

- (注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の 2 の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
 2 相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。
 3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表の①の法定相続人の数〕 (500万円× 3人 により計算した金額を右の④に記入します。)		④ 円 15,000,000
保険金などを受け取った相続人の氏名	① 受け取った保険金などをの金額	② 非課税金額 $\frac{\text{①} \times \text{各人の①}}{\text{④}}$	③ 課税金額 (① - ②)
国税 一郎	円 44,629,483	円 8,878,826	円 35,750,657
税務 幸子	30,768,125	6,121,174	24,646,951
合 計	④ 75,397,608	15,000,000	60,397,608

- (注) 1 ④の金額が①の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
 2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第9表 (平23.7)

(資 4-20-10-A 4 統一)

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

退職手当金などの明細書

被相続人

国税 太郎

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
文京区〇〇 1丁目3番5号	〇〇商事㈱	23・7・8	退職金	円 40,000,000	国税 花子
〃	〃	23・7・8	功労金	5,000,000	〃
		・・			
		・・			
		・・			

(注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。

2 相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	〔第2表の④の法定相続人の数〕 (500万円× 3人)により計算した金額を右の④に記入します。)		④ 円
退職手当金などを受け取った相続人の氏名	① 受け取った退職手当金などの金額	② 非課税金額 ④ × 各人の① ④	③ 課税金額 (① - ②)
国税 花子	円 45,000,000	円 15,000,000	円 30,000,000
合計	④ 45,000,000	15,000,000	30,000,000

(注) 1 ④の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。

2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第10表(平23.7)

(資4-20-11-A4統一)

相続の放棄をした人
や相続権を失った人
は除かれます。

遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、分割の日を記入してください。

遺産の分割の状況に応じて該当する数字に○を付けてください。

相続税がかかる財産の明細書 (相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人	国税 太郎
------	-------

第11表

(平成21年4月分以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細について記載します。

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況 → 区 分 ① 全 部 分 割 2 一 部 分 割 3 全 部 未 分 割

分 割 の 日 23・8・18

・ · ·

財産の明細							分割が確定した財産	
種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	取得した人の氏名	取得財産の価額
土地	宅地	自用地(居住用)	春日都市〇〇〇 3丁目5番16号	150.00m ²	11・11の2表の 付表2の1のとおり	円 12,000,000	国税 花子	(持分1/2) 6,000,000
"	"	貸家建付地	春日都市〇〇〇 3丁目5番16号	150.00m ²	11・11の2表の 付表2の1のとおり	円 22,515,000	国税 一郎	(持分1/2) 6,000,000
"	"	貸家建付地	文京区〇〇 1丁目3番5号	163.07m ²	300,000	円 48,921,000	国税 花子	(持分1/2) 17,775,000
"	"	自用地(未利用地)	春日都市〇〇 2丁目3番4号	200.00m ²	280,000	円 56,000,000	"	(持分1/2) 28,000,000
"	"	貸家建付地	春日都市〇〇 1丁目1番	1,000.00m ²	427,500 (持分5,820 / 291,000)	円 8,550,000	国税 一郎	(持分1/4) 14,000,000
"	(小計)					円 (147,986,000)	税務 幸子	(持分1/4) 14,000,000
"	山林	普通山林	東京都〇〇郡 〇〇13番2	30,000.00m ² 241,140	15	円 3,617,100 (3,617,100)	国税 一郎	3,617,100
"	(小計)					円 (151,603,100))		
((計))								
家屋	家屋(鉄コ2・居宅)	自用家屋	春日都市〇〇〇 3丁目5番16号	93.00m ² 3,674,970	1.0	円 3,674,970	国税 花子	3,674,970
"	家屋(鉄コ2・店舗)	貸家	春日都市〇〇〇 3丁目5番16号	93.00m ² 3,674,970	0.7	円 2,572,479	"	2,572,479
"	家屋(鉄コ3・店舗)	"	文京区〇〇 1丁目3番5号	184.50m ² 8,548,002	0.7	円 5,983,601	"	5,983,601
"	家屋(鉄コ10・居宅)	"	春日都市〇〇 1丁目1番(101号)	72.50m ² 17,207,000	0.7	円 12,044,900	税務 幸子	12,044,900
((計))						円 (24,275,950))		
有価証券	特定同族会社の株式 (配当還元方式)	春日都市〇〇 3丁目×番×号		1,000株 50		円 50,000	国税 花子	50,000
	(小計)					円 (50,000)		

合計表	財産を取得した人の氏名	(各人の合計)					
	分割財産の価額 ①	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額 ②						
	各人の取得財産の価額 ③ (①+②)						

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。

2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から⑧までの該当欄に転記します。

第11表 (平成23.7)

(資 4 - 20 - 12 - 1 - A4統一)

各欄の記入に当っては、70ページ「申告書第11表の取得した財産の種類、細目、利用区分、銘柄等の記載要領」によります。

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

(参考)

代償財産の書き方

・「種類」欄には「代償財産」と記入します。

・「細目」欄には他の財産と同様に記入します。

・「価額」欄には、その財産の価額を負数と正数で2段書します。例えば510万円の財産の場合は、

「△5,100,000

5,100,000」

と記入します。

相続税がかかる財産の明細書
(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人	国税 太郎
------	-------

第
11
表

(平成
21年
4月分
以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細について は、この表によらず第11の2表に記載します。	遺産の分割状況		区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割
			分割の日	・	・	・
財産の明細						
種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税額 評価額	単価 倍数	価額
有価証券	特定同族会社の株式(その他の方式)○○商事㈱	文京区○○1丁目3番5号		5,000株 円	13,800 円	69,000,000
	(小計)					(69,000,000)
〃	上記以外の株式	○○建設㈱	△△証券 春日部支店	10,000株 (東証)	783 (東証)	7,830,000
〃	〃	○○石油㈱	〃	5,000株 (東証)	719 (大証)	3,595,000
〃	〃	○○電鉄㈱	〃	10,000株 (大証)	556 (大証)	5,560,000
〃	〃	○○電力㈱	〃	5,000株 (名証)	2,820 (名証)	14,100,000
	(小計)					(31,085,000)
〃	公債	10年利付国債 第××回	〃			3,158,700
〃	社債	一般事業債○○第×回第×号	〃			3,432,000
	(小計)					(6,590,700)
〃	証券投資信託の受益証券	○○投資 ○○ファンド	〃	200口 〃	8,310 〃	1,662,000
〃	貸付信託の受益証券	○○信託銀行 貸付信託○号○回	○○信託銀行 △△支店			5,240,700
	(小計)					(6,902,700)
	((計))					((113,628,400))
現金預貯金等	現金	春日部市○○○3丁目5番16号				450,000
〃	普通預金	○○銀行 ○○支店				2,184,100
〃	定期預金	〃				19,808,910
〃	〃	〃				23,954,500
〃	普通預金	××銀行 ××支店				3,676,701
〃	定期預金	〃				31,084,132
合計表	財産を取得した人の氏名	(各人の合計)				
	分割財産の価額①	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額②					
	各人の取得財産の価額③ (①+②)					

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
 2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から⑩までの該当欄に転記します。

相続税がかかる財産の明細書
(相続時精算課税適用財産を除きます。)

第
11
表
(平成
21
年
4
月
分
以
降
用)

						被相続人		国税 太郎	
○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。									
遺産の分割状況		区分		1 全部分割		2 一部分割		3 全部未分割	
分割の日		・		・		・		・	
財産の明細									
種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税額 評価額	単価 倍数	価額	取得した人の氏名	取得財産の価額	
((計))				円	円	円			円
家庭用財産	家具等一式	春日都市〇〇〇 3丁目5番16号				2,500,000	国税 花子	2,500,000	
((計))						((2,500,000))			
その他の財産	生命保険金等					35,750,657	国税 一郎	35,750,657	
〃	〃					24,646,951	税務 幸子	24,646,951	
	(小計)					(60,397,608)			
〃	退職手当金等					30,000,000	国税 花子	30,000,000	
	(小計)					(30,000,000)			
〃	立木	ひのき	東京都〇〇郡 45年生	3ha 〇〇13番2	1,011,000 0.85	2,578,050	国税 一郎	2,578,050	
						(2,578,050)			
〃	その他	ゴルフ会員権 (〇〇カントリークラブ)	春日都市〇〇〇 3丁目5番16号			24,500,000	国税 一郎	24,500,000	
〃	〃	未収家賃 (〇〇商事㈱)	文京区〇〇 1丁目3番5号			538,350	国税 花子	538,350	
〃	〃	絵画 (〇〇作××他)	春日都市〇〇〇 3丁目5番16号	3点 (別紙のとおり)		7,212,350	〃	7,212,350	
						(32,250,700)			
((計))						((125,226,358))			
((合計))						[(498,392,151)]			
合計表	財産を取得した人の氏名	(各人の合計)	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子				
	分割財産の価額 ①	円 498,392,151	円 256,646,350	円 129,067,118	円 112,678,683				
→	未分割財産の価額 ②								
表	各人の取得財産の 価額 (①+②) ③	498,392,151	256,646,350	129,067,118	112,678,683				

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から⑧までの該当欄に転記します。

第11表 (平23.7)

(資 4 - 20 - 12 - 1 - A4統一)

相続人及び包括受遺者の取得した立木については、時価の85%相当額で評価することとなっていますので、この欄に0.85と記入します。
なお、「特定計画山林の特例」の適用を受ける場合には、時価の85%相当額で評価した価額を第11・11の2表の付表4の1の①に記入します。

未分割財産の価額の合計額を各相続人が相続分(寄与分を除きます。)に応じて取得するとした場合に計算される金額を記入します。

「2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細」欄に記載した財産について、贈与税の外国税額控除の適用を受けている場合に記載します。

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人	国税 太郎
------	-------

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）	⑤ ④の財産に係る贈与税額（贈与税の外国税額控除前の金額）	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1	国税 一郎	平成21年分	春日部税務署	24,626,035 円	円	円
2						
3						
4						
5						
6						
氏名		(各人の合計)				
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額		⑦ 課税価格の合計額（④の合計額）	円	円	円	円
⑧ 贈与税額の合計額（⑥の合計額）			24,626,035	24,626,035		
⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額（⑥の合計額）						

- (注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
 2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。
 3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の②欄にそれぞれ転記します。
 4 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑩」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

（上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。）

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③	相続時精算課税適用財産の明細				
				種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量
1	国税 一郎	21・5・14	有価証券	特定同族会社の株式（その他の方式）	○○商業株	文京区○○1丁目3番5号	2,000株	14,625,000 円
1	ク	21・5・14	現金預貯金		定期預金	○○銀行○○支店		10,001,035

- (注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
 2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑨欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

第11の2表
(平成21年4月分以降用)

利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。

特例の適用に当たり該当する明細の番号
(1)～(3)) に○印を付けます。

特例の対象となり得る財産を取得した人全員の氏名を記入します。特例の適用を受けない人の氏名も必ず記入してください。

小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

被相続人 国税 太郎

この表及び第11・11の2表の付表2の1から付表4までについては、相続、贈与又は相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合に記入します。(裏面参照)。

1 特例の適用にあたっての同意

(注) 「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私(私たち)は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、同法第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

特例の対象となる財産を取得した全ての人の氏名

国税 花子	国税 一郎
税務 幸子	

2 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

(1) 小規模宅地等の明細

第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」のとおり。

(2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細

第11・11の2表の付表3のとおり。

(3) 特定(受贈)森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細

第11・11の2表の付表4の「1 特定森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」について2以上の特例を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積(第11・11の2表の付表2の1の「2 限度面積要件の判定」の「[合計]」欄の面積)	③ 特例適用残面積 (①-②)
400m ²	400 m ²	0 m ²

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算

④ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式(出資)の時価総額の $\frac{2}{3}$ に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	⑤ 特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額 (④× $\frac{③}{①}$)	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額(⑧欄の金額))	⑦ 特例適用残価額 (⑤-⑥)
円	円	円	円

(注) 1 ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を転記します。

3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定(受贈)森林施業計画対象山林の調整限度額等の計算

⑧ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定(受贈)森林施業計画対象山林の調整限度額 (⑧× $\frac{③}{①}$)又は(⑧× $\frac{⑦}{④}$)	⑨ 特例の対象となる特定(受贈)森林施業計画対象山林の調整限度額 (⑧× $\frac{③}{①}$)又は(⑧× $\frac{⑦}{④}$)	⑩ ⑨のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)
円	円	円

(注) 1 ③欄が0となる場合又は⑦欄が0となる場合には、特定(受贈)森林施業計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の特例を適用し、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、③欄に特例適用残面積が生じたときの⑨欄は、「(⑧× $\frac{③}{①}$)」により計算します。

3 特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合(あわせて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。)において、⑦欄に特例適用残価額が生じたときの⑨欄は、「(⑧× $\frac{⑦}{④}$)」により計算します。

59ページから63ページまでの明細は、「小規模宅地等の特例」の適用を受ける場合に記入します。

■ 小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その1)

F D 3 5 4 3

被相続人 国税 太郎

⑤欄から⑦欄の記載例は、
62ページを参照してください。

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

1 小規模宅地等の明細				
この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。				
選 択 し た 小 規 模 宅 地 等	宅 地 等 の 番 号	① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積	
		② 所在地番	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額	
		③ 取得者の持分に応ずる面積	⑦ 宅地等について課税価格に算入する価額(④-⑥)	
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額		
	□1	① 国税 花子	⑤	m ²
		② 春日部市〇〇〇3丁目5番16号	⑥	円
		③ □□□75.□□□□□	⑦	円
		④ □□□237000000	円	
	□2	① 国税 一郎	⑤	m ²
		② 同上	⑥	円
③ □□□75.□□□□□		⑦	円	
④ □□□237000000		円		
□3	① 国税 花子	⑤	m ²	
	② 同上	⑥	円	
	③ □□□75.□□□□□	⑦	円	
	④ □□□300000000	円		
□4	① 国税 一郎	⑤	m ²	
	② 同上	⑥	円	
	③ □□□75.□□□□□	⑦	円	
	④ □□□300000000	円		
□□	①	⑤	m ²	
	②	⑥	円	
	③ □□□□□.□□□□□	⑦	円	
	④ □□□□□□□□□	円		

(注) 1 次のいずれかに該当する場合には、第11・11の2表の付表2の3を作成してください。
 (1) 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
 (2) 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
 (注) 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
 2 「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、第11・11の2表の付表2の2によります。
 3 ⑦欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
 4 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

2 限度面積要件の判定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「⑤ ③のうち特例の対象として選択度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔第11・11の2表の付表2の2の⑭の面積の合計〕」、「〔第11・11の2表の付表2の2の⑯の面積の合計〕」より判定します。

〔第11・11の2表の付表2の2の⑭、
⑯の面積の合計〕

〔第11・11の2表の付表2の2の⑯の面積の合計〕

〔第11・11の2表の付表2の2の⑯の面積の合計〕

「2 左記宅地等のうち選択特例対象宅地等に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」を③欄、④欄に記入します。

〔合計〕

$$\boxed{\text{m}^2} + \boxed{\text{m}^2} \times \frac{5}{3} + \boxed{\text{m}^2} \times 2 = \boxed{\text{m}^2} \leq 400\text{m}^2$$

※ 第11・11の2表の付表2の2へ続きます。

* 税務署整理欄 年分 名簿番号 申告年月日 連番 グループ番号

第11・11の2表の付表2の1 (平23.7)

(資4-20-12-4-1-A4統一)

第
11
・
11
の
2
表
の
付
表
2
の
1
(
平
成
22
年
4
月
分
以
降
用
)

※の項目は記入する必要がありません。

「相続開始の直前における宅地等の利用区分」については、13ページの【特例の適用を受ける宅地等】を参照してください。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その3）				被相続人	国税太郎
この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。					
1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合					
2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合					
（注） 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。					
1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額					
一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。					
(1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。					
(2) 上記2に該当する場合には、①欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。					
宅地等の所在地	春日部市○○○3丁目5番16号	①宅地等の面積	300 m ²		
→ 相続開始の直前における宅地等の利用区分					
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 (B、C及びDに該当するものを除きます。)	②	⑧		
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	150	⑨	47,400,000
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (相続開始の時において継続的に貸付の用に供されていると認められる部分の敷地)	④	⑩		
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (Cに該当する部分以外の部分の敷地)	⑤	⑪		
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	150	⑫	60,000,000
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑬		
2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額					
上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。					
(1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。					
(2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。					
(3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なおBの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。					
「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表2の1」の「1 小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。					
(4) 「3 特例の対象とならない宅地等（1-2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。					
宅地等の取得者氏名	国税 花子	⑩持分割合	1 / 2		
1 持分に応じた宅地等					
A	面積（m ² ） ②×⑩	評価額（円） ⑧×⑩			
B	③×⑩	⑨×⑩			
	75	23,700,000	75	23,700,000	
C	④×⑩	⑩×⑩			
D	⑤×⑩	⑪×⑩			
E	⑥×⑩ 75	⑫×⑩ 30,000,000	75	30,000,000	
F	⑦×⑩	⑬×⑩			
宅地等の取得者氏名	国税 一郎	⑯持分割合	1 / 2		
1 持分に応じた宅地等					
A	面積（m ² ） ②×⑯	評価額（円） ⑧×⑯			
B	③×⑯	⑨×⑯			
	75	23,700,000	75	23,700,000	
C	④×⑯	⑩×⑯			
D	⑤×⑯	⑪×⑯			
E	⑥×⑯ 75	⑫×⑯ 30,000,000	75	30,000,000	
F	⑦×⑯	⑬×⑯			

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その1)

被相続人 国税 太郎

1 小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

選 択 し た 小 規 模 宅 地 等	宅 地 等 の 番 号	① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積
		② 所在地番	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額
		③ 取得者の持分に応ずる面積	⑦ 宅地等について課税価格に算入する価額(④-⑥)
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	
□1	① 国税 花子 ② 春日部市○○○3丁目5番16号 ③ □□□75.□□□□□□□m ² ④ □□□23700000円	⑤ 37.5 m ²	37.5 m ²
		⑥ 5,925,000 円	5,925,000 円
		⑦ 17,775,000 円	17,775,000 円
□2	① 国税 一郎 ② 同上 ③ □□□75.□□□□□□□m ² ④ □□□23700000円	⑤ 75 m ²	75 m ²
		⑥ 18,960,000 円	18,960,000 円
		⑦ 4,740,000 円	4,740,000 円
□3	① 国税 花子 ② 同上 ③ □□□75.□□□□□□□m ² ④ □□□30000000円	⑤ 75 m ²	75 m ²
		⑥ 24,000,000 円	24,000,000 円
		⑦ 6,000,000 円	6,000,000 円
□4	① 国税 一郎 ② 同上 ③ □□□75.□□□□□□□m ² ④ □□□30000000円	⑤ 75 m ²	75 m ²
		⑥ 24,000,000 円	24,000,000 円
		⑦ 6,000,000 円	6,000,000 円
□□	① ② ③ □□□□□.□□□□□□□m ² ④ □□□□□□□□□□□□□m ²	⑤	m ²
		⑥	円
		⑦	円

(注) 1 次のいずれかに該当する場合には、第11・11の2表の付表2の3を作成してください。

(1) 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受贈者が取得している場合

(2) 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合

(注) 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

2 「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、第11・11の2表の付表2の2によります。

3 ⑦欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

4 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

2 限度面積要件の判定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔第11・11の2表の付表2の2の⑩、⑯の面積の合計〕」、「〔第11・11の2表の付表2の2の⑭の面積の合計〕」、「〔第11・11の2表の付表2の2の⑮の面積の合計〕」及び「〔合計〕」の各欄を記入することにより判定します。

〔第11・11の2表の付表2の2の⑩、⑯の面積の合計〕	〔第11・11の2表の付表2の2の⑭の面積の合計〕	〔第11・11の2表の付表2の2の⑮の面積の合計〕	〔合 計〕
75 m ²	+ 150 m ² × $\frac{5}{3}$ + 37.5 m ² × 2 = 400 m ² ≤ 400 m ²		

※ 第11・11の2表の付表2の2へ続きます。

※ 税務署整理欄	年分	名簿番号	申告年月日	一連番号	グループ番号
----------	----	------	-------	------	--------

第11・11の2表の付表2の1 (平23.7)

(資4-20-12-4-1-A4統一)

第
11
の
2
表
の
付
表
2
の
1
(
平
成
22
年
4
月
分
以
降
用
)

⑬欄の金額を記入します。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その2)

F D 3 5 4 4

※の項目は記入する必要がありません

(注) 1 ⑨欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、書籍・雑誌小売、鮮魚小売、貸家の
ように具体的に記入します。

2 ⑩欄には、それぞれの宅地等の番号に応ずる第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地
等の明細」に記入した宅地等の「⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入
します。

3 ⑬欄の金額を第11・11の2表の付表2の1の宅地等の番号に応ずる⑥欄へ転記します。

4 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

※ 税務署整理欄 年分 名簿番号 申告年月日 一連番号 グループ番号

第11・11の2表の付表2の2 (平23.7) (資4-20-12-4-2-A4統一)

この明細は、特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林について、「特定計画山林の特例」(16ページ参照)の適用を受ける場合に記入します。

第11・11の2表の付表4
(平成21年4月分以降用)

特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林 である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細								被相続人	
1 特定森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細 この欄は、特例の対象として特定森林施業計画対象山林である選択特定計画山林を選択する場合に記入します。									
選択した特定森林施業計画対象山林	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	① 立木・土地等の価額	② ①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額 $(② \times \frac{5}{100})$	③ 課税価格の計算に当たって減額される金額 $(② \times \frac{5}{100})$	④ 課税価格に算入する価額 (① - ③)
	()				ha	円	円	円	円
	()								
	()								
	()								
	合計								
									A

(注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。
 2 ④欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
 3 上記の「森林施業計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細 この欄は、特例の対象として特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林を選択する場合に記入します。										
選択した特定受贈森林施業計画対象山林	贈与年月日	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	① 立木・土地等の価額	② ①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額 $(② \times \frac{5}{100})$	③ 課税価格の計算に当たって減額される金額 $(② \times \frac{5}{100})$	④ 課税価格に算入する価額 (① - ③)
						ha	円	円	円	
		()								
		()								
		()								
		()								
									B	

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。
 2 ④欄の金額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に転記します。
 3 上記の「森林施業計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付ください。

3 特定(受贈)森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額 この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。	
A + B	円

(注) 小規模宅地等の特例又は特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑨欄の価額を上記「A + B」の金額を限度として、特定(受贈)森林施業計画対象山林を特定計画山林の特例の対象として選択することができます。

農地等が所在する区域により農地等を区分し、区分ごとに田、畠、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等の順で記入してください。

第12表（平成21年12月15日相続開始以降用）

債務及び葬式費用の明細書

被相続人

国税 太郎

1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

種類	細目	債務の明細			負担することが確定した債務		
		債権者 氏名又は名称	住所又は所在地	発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額
公租公課	23年分固定資産税	春日部市役所		23・1・1 ・・・	345,900 円	国税 一郎	345,900 円
"	"	文京都税事務所		23・1・1 ・・・	250,800	"	250,800
"	"	○○町役場		23・1・1 ・・・	4,800	"	4,800
"	23年分所得税(準確定申告)	春日部税務署		23・5・10 ・・・	310,800	"	310,800
"	22年分住民税	春日部市役所		23・1・1 ・・・	510,700	"	510,700
銀行借入金	証書借入れ	○○銀行 ○○支店	春日部市○○ ○丁目○番○号	19・12・14 27・12・14	22,633,340	"	22,633,340
合 計					24,056,340		

2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

葬式費用の明細			負担することが確定した葬式費用		
支払先 氏名又は名称	支払年月日 住所又は所在地	金額	負担する人の氏名	負担する金額	
○○寺	春日部市○○ ×丁目×番×号	1,500,000 円	国税 花子	1,500,000 円	
○○タクシー	春日部市○○ ×丁目×番×号	150,600	"	150,600	
○○商店	春日部市○○ ×丁目×番×号	100,900	"	100,900	
○○酒店	春日部市○○ ×丁目×番×号	20,300	"	20,300	
○○葬儀社	春日部市○○ ×丁目×番×号	1,500,000	"	1,500,000	
その他	(別紙のとおり)	87,800	"	87,800	
合 計		3,359,600			

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名	(各人の合計)	国税 花子	国税 一郎		
債 負担することが確定した債務 ①	24,056,340	円	円	円	円
債 負担することが確定していない債務 ②					
務 計 (①+②) ③	24,056,340		24,056,340		
葬 負担することが確定した葬式費用 ④	3,359,600	3,359,600			
式 負担することが確定していない葬式費用 ⑤					
費 計 (④+⑤) ⑥	3,359,600	3,359,600			
用 合 計 (③+⑥) ⑦	27,415,940	3,359,600	24,056,340		

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。

2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の③、④及び⑤欄にそれぞれ転記します。

「種類」欄は、公租公課、銀行借入金、未払金、買掛金、その他の債務に区分して記入します。
 なお、「細目」欄は次の事項を記入します。
 (公租公課)
 所得税、市町村民税、固定資産税などの税目とその年度
 (銀行借入金)
 当座借越、証書借り入れ、手形借り入れ
 (未払金)
 未払金の発生原因
 (買掛金)
 記入の必要はありません
 (その他)
 債務の内容

公租公課については、税務署名や市町村名などを「氏名又は名称」欄に記入し、「住所又は所在地」欄の記入は省略しても差し支えありません。

各相続人が相続分に応じてそれぞれ負担するとした場合に計算される各相続人の金額を記入します。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細書
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産
特定公益信託のために支出した相続財産

被相続人

国税 太郎

第14表

(平成21年4月分以降用)

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細				(2)①の価額のうち特定贈与財産の価額	(3)相続税の課税価格に加算される価額(①-(2))	
			種類	細目	所在場所等	数量			
1	国税 花子	23・1・7	土地	宅地	春日都市〇〇〇 3丁目5番16号	50.00m ²	20,000,000	20,000,000	0
2	〃	21・6・1	現金預貯金	現金	〃	〃	1,000,000	1,000,000	1,000,000
3	税務 幸子	21・6・1	〃	〃	〃	〃	2,000,000	2,000,000	2,000,000
4	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
贈与を受けた人のごとの(3)欄の合計額			氏名	(各人の合計)	国税 花子	税務 幸子	円	円	円
			④金額	3,000,000	1,000,000	2,000,000	円	円	円

上記「(2)」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入することにより確認します。

(受贈配偶者)	(受贈財産の番号)
私は 国税 花子	は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記1の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。

なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

この欄の適用を受けた被相続人の配偶者は、贈与税の申告が必要となります。

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(5)」欄及び第15表の(3)欄にそれぞれ転記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財團や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかかるものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
種類	細目	所在場所等	数量	価額	円
合計					

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

- ①国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3第1項に規定する法人に対して寄附(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第161号)附則第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法施行令第40条の3第1項第2号及び第3号に規定する法人に対する寄附を含む。)をしましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。
 ②租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。
 ③租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。
 ④所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第88条の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第70条第11項に規定する特定地域雇用等促進法人に対して寄附をしましたので、旧租税特別措置法第70条第11項の規定の適用を受けます。

寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細					公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)した相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量	価額		
23・10・3	現金預貯金	現金	春日都市〇〇〇 3丁目5番16号		2,000,000	日本赤十字社	国税 花子
〃							
合計					2,000,000		

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

第14表(平23.7)

(資4-20-15-A4統一)

適用を受ける特例に係る番号((1)～(4))を○で囲んでください。

相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

F D 3 5 3 5

第15表
(平成21年4月分以降用)

(単位は円)		番号	各人の合計									
種類	細目											
※ 整理番号			被相続人									
土地	田	①										
	畠	②										
宅地	地	③	1	4	7	9	8	6	0	0	0	0
山林		④			3	6	1	7	1	0	0	0
その他の土地		⑤										
計		⑥	1	5	1	6	0	3	1	0	0	0
⑥のうち特例農地等による価額		⑦										
農業投資価格		⑧										
家屋、構築物		⑨	2	4	2	7	5	9	5	0		
事業(農業)用財産	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	⑩										
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪										
光掛金		⑫										
その他の財産		⑬										
計		⑭										
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑮			5	0	0	0	0			
	配当還元方式によつたもの	⑯	6	9	0	0	0	0	0			
	その他の方式によつたもの											
	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰	3	1	0	8	5	0	0			
	公債及び社債	⑱			6	5	9	0	7	0		
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑲			6	9	0	2	7	0		
	計	⑳	1	1	3	6	2	8	4	0		
	現金、預貯金等	㉑	8	1	1	5	8	3	4	3		
	家庭用財産	㉒			2	5	0	0	0	0		
その他	生命保険金等	㉓			6	0	3	9	7	6	0	8
	退職手当金等	㉔			3	0	0	0	0	0	0	0
	立木	㉕			2	5	7	8	0	5	0	
	その他の財産	㉖	3	2	2	5	0	7	0	0		
	計	㉗	1	2	5	2	2	6	3	5	8	
	合計 (⑨+⑩+⑪+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖)	㉘	4	9	8	3	9	2	1	5	1	
	相続時精算課税適用財産の価額	㉙			2	4	6	2	6	0	3	5
	不動産等の価額 (⑩+⑪+㉙+㉚+㉛+㉜)	㉚	2	4	7	5	0	7	1	0	0	
	⑥のうち猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉛										
	⑦のうち猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉜										
	債務	㉝			2	4	0	5	6	3	4	0
	葬式費用	㉞			3	3	5	9	6	0	0	
	合計 (㉝+㉞)	㉟			2	7	4	1	5	9	4	0
	差引純資産価額 (㉙+㉚-㉟) (赤字のときは0)	㉟	4	9	5	6	0	2	2	4	6	
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	㉟			3	0	0	0	0	0	0	
	課税価格 (㉙+㉟) (1,000円未満切捨て)	㉟	4	9	8	6	0	0	0	0	0	

※税務署整理欄 申告区分 年分 名簿番号 申告年月日 グループ番号

第15表 (平23.7) (資4-20-16-1-A4統一)

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

F D 3 5 3 6

第15表(続)(平成21年4月分以降用)

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※項目記入する必要がありません。

(単位は円)		被相続人	国税太郎
種類	細目	(氏名)	国税一郎
※	整理番号		
土地	田	①	24740000
(土地の上に存する権利を含みます。)	畠	②	22550000
宅地	地	③	22550000
山林	林	④	22550000
その他の土地		⑤	22550000
計		⑥	28357100
⑥のうち特例農地等による価額		⑦	22550000
家屋、構築物		⑧	22550000
事業(農業)用財産	機械、器具、農耕具、その他減価償却資産	⑨	12044900
売掛金	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑩	12044900
その他の財産	売掛金	⑪	12044900
計		⑫	12044900
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑬	12044900
公債及び社債	配当還元方式によつたもの	⑭	12044900
証券投資信託、貸付信託の受益証券	その他の方式によつたもの	⑮	12044900
計		⑯	12044900
現金、預貯金等		⑰	12044900
家庭用財産		⑱	12044900
その他の財産	生命保険金等	⑲	12044900
	退職手当金等	⑳	12044900
	立木	㉑	12044900
	その他の	㉒	12044900
合計	計	㉓	12044900
相続時精算課税適用財産の価額		㉔	12044900
不動産等の価額	(⑯+⑰+⑲+⑳+㉑+㉒)	㉕	12044900
⑯のうち猶予対象の株式等の価額の80%の額		㉖	12044900
⑰のうち猶予対象の株式等の価額の80%の額		㉗	12044900
債務	計	㉘	12044900
葬式費用		㉙	12044900
等合計(㉘+㉙)		㉚	12044900
差引純資産価額(㉕+㉖+㉗-㉘)	(赤字のときは0)	㉛	12044900
純資産価額に加算される		㉜	12044900
贈与財産価額	贈与財産価額	㉝	12044900
課税価格(㉜+㉝)	(1,000円未満切捨て)	㉞	12044900

相続税の延納申請を行う場合に、納付すべき相続税額のうちに非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける税額があるときに記入します。当該納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等のうち「特定同族会社の株式又は出資」に該当するものは15表の㉟欄に、該当しないものは㉙欄に、それぞれの特例非上場株式等の価額の80%の額(※)を記入します。

なお、特例非上場株式等に係る会社又は当該会社の特別関係会社であって当該会社との間に支配関係がある法人が、外国会社又は医療法人(指令40条の8の2第8項又は第13項に該当するものに限る。)の株式を保有する場合には、記入しないで下さい。

※ 相続税申告書第8の2表の各付表の「2 特例(相続)非上場株式等の明細」のA欄の価格の80%(1円未満端数切上げ)の額を、「特定同族会社の株式又は出資」の該当・非該当ごとに合計した金額

申告書第11表の取得した財産の種類、細目、利用区分、銘柄等の記載要領

種類	細目	利用区分・銘柄等
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	自用地、貸付地、賃借権(耕作権)、永小作権の別
	畠	
	宅地	自用地(事業用、居住用、その他)、貸宅地、貸家建付地、借地権(事業用、居住用、その他)などの別
	山林	普通山林、保安林の別(これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨)
	その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別(これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨)
家屋	家屋(構造・用途)、構築物	家屋については自用家屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別
事業(農業) 用財産	機械、器具、農機具、 その他の減価償却資産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号など
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。
	売掛金	
	その他の財産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入権については、その加入局と電話番号
有価証券	特定同族会社 の株式、出資	その銘柄 ※「特定同族会社」については、下の(注)を参照してください。
	上記以外の株式、出資	
	公債、社債	
	証券投資信託、 貸付信託の受益証券	
現金、預貯金等		現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別
家庭用財産		その名称と銘柄
その他の財産 (利益)	生命保険金等	
	退職手当金等	
	立木	その樹種と樹齢(保安林であるときは、その旨)
	その他	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、未収配当金、未収家賃、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権についてはその加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産(生命保険金等及び退職手当金等を除きます。)については、その財産(利益)の内容

(注) 特定同族会社とは、相続や遺贈によって財産を取得した人及びその親族その他の特別関係者(相続税法施行令第31条第1項に掲げる者をいいます。)の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を占めている非上場会社をいいます。

(参考) 相続税の申告の際に提出していただく主な書類

- 1 相続税の申告書に添付し提出していただく主な書類は次のとおりです。
なお、重複する書類がある場合には、重ねて提出する必要はありません。

(1) 一般の場合 ((2)～(7)の特例等の適用を受けない場合)

① 戸籍謄本
② 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④ 相続時精算課税適用者がいる場合には、被相続人及び相続時精算課税適用者の戸籍の附票の写し

(注) ②及び③の書類については、提出をお願いしている書類です。

(2) 小規模宅地等の特例 (12ページ参照) の適用を受ける場合

① 戸籍謄本	
② 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し	
③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）	
④ 申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）	
⑤ 特定居住用宅地等の場合	イ 住民票の写し ロ 戸籍の附票の写し ハ 相続開始前3年以内に居住していた家屋が、取得者又はその配偶者の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類
⑥ 特定事業用宅地等の場合	一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等の場合には、総務大臣が交付した証明書
⑦ 特定同族会社事業用宅地等の場合	イ 特例の対象となる法人の定款（相続開始の時に効力を有するものに限る。） ロ 特例の対象となる法人の相続の開始の直前における発行済株式の総数又は出資の総額及び被相続人及び被相続人の親族その他被相続人と特別の関係がある者が有するその法人の株式の総数又は出資の総額を記載した書類（特例の対象となる法人が証明したものに限る。）

(注) ⑤～⑦に該当する場合には、①～④の書類とともに該当する書類を提出してください。

⑤に該当する場合で同居していない親族が取得した場合にはイ～ハの書類を、同居している親族が取得した場合にはイの書類を提出します。なお、配偶者が取得した場合にはイ～ハの書類の提出は不要です。

(3) 特定計画山林の特例 (16ページ参照) の適用を受ける場合

① 戸籍謄本
② 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④ 申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）
⑤ 市町村長等の認定を受けた森林施業計画書の写し
⑥ その他特例の適用要件を確認する書類

(4) 特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例 (17ページ参照) の適用を受ける場合

① 戸籍謄本
② 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④ その他特例の適用要件を確認する書類

(5) 配偶者の税額軽減 (8ページ参照) の適用を受ける場合

① 戸籍謄本
② 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④ 申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）

(6) 農地等についての相続税の納税猶予の特例 (18ページ参照) の適用を受ける場合

① 戸籍謄本
② 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④ 相続税の納税猶予に関する適格者証明書
⑤ 担保提供関係書類 (72ページの2の「(1) 延納申請を行う場合」を参照。)

(注) 特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地について、農地等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合には「特定貸付けに関する届出書」及びその添付書類を相続税の申告書に添付して提出します。

※ 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が申告書の提出期限後となるときで、申告書に届出書を添付して提出ができない場合には、申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出し、届出書は特定貸付けを行った日から2月以内に提出します。

(7) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（22ページ参照）の適用を受ける場合

① 戸籍謄本
② 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第3項の申請書の写し
⑤ 会社の定款の写し
⑥ 会社の貸借対照表及び損益計算書
⑦ 会社の登記事項証明書
⑧ その他特例の適用要件を確認する書類
⑨ 担保提供関係書類 ※ 担保提供関係書類の主なもの（担保が特例非上場株式等の場合） (1) 株式の場合 供託書正本（株券を法務局（供託所）に供託する必要があります。） (2) 出資の持分の場合 質権設定の承諾書、印鑑証明書、特例非上場株式等に係る会社が自社の持分に質権を設定されることについて承諾したことの証する書類（非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受ける経営承継相続人等が持分の全部を担保提供する場合に限ります。）

2 相続税の納付について延納申請又は物納申請を行う場合に提出していただく主な書類は次のとおりです。

(1) 延納申請（32ページ参照）を行う場合

① 延納申請書、金銭納付を困難とする理由書、担保目録及び担保提供書、不動産等の財産の明細書
② 担保提供関係書類 ※ 担保提供関係書類の主なもの（担保が土地の場合） 登記事項証明書（登記簿謄本）、固定資産税評価証明書など土地の評価の明細、抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）を提出する旨の申出書

（注） 詳しくは「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

(2) 物納申請（33ページ参照）を行う場合

① 物納申請書、金銭納付を困難とする理由書、物納財産目録
② 物納手続関係書類（登記事項証明書（登記簿謄本）、公図、所在図その他必要な書類）

（注） 詳しくは「相続税の物納の手引」をご覧ください。

(平成23年6月29日以前用) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例のチェックシート (1面)

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- 2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- 3 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予」の特例を受ける場合には、非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例のチェックシートを使用してください。
- 4 このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出いただきますようお願いします。
- 5 被相続人からの贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できませんのでご注意ください。
- 6 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの特例の適用を受ける場合には、2面の要件も確認してください。

特例の適用に係る会社の名称 :

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料
被相続人	相続の開始前のいすゞかの日 ○ 会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下同じ。)を有していましたことがありますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続の開始の直前 (注1) ① 被相続人及び被相続人と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3) ② 被相続人が被相続人及び被相続人と特別の関係がある者(後継者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
後継者(相続人等)	相続の開始の直前 ① 被相続人の親族ですか。 ② 会社の役員ですか(確認不要の場合を除きます。)。 (注4) ③ 経済産業大臣の確認を受けた会社の、その確認に係る特定後継者ですか(確認不要の場合を除きます。)。(注4)	はい はい はい	いいえ いいえ いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本 ○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 認定書の写し
	相続の開始の日の翌日から5か月を経過する日 ○ 会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
会社	相続の開始の時 ① 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3) ② 後継者が後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
	相続の開始の時から申告期限まで ○ 特例非上場株式等の全てを保有していますか。(注5)	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2表の付表1など
	相続の開始の時 ① 経済産業大臣の確認及び認定を受けていますか。(注4) ② 中小企業者ですか。 ③ 非上場会社ですか。 ④ 風俗営業会社には該当していませんか。 ⑤ 特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注6) ⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注6)・(注7) ⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注8) ⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていませんか。(注9) ⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。 ⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	○ 認定書の写し ○ 従業員数証明書 ○ 貸借対照表・損益計算書など ○ 損益計算書など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など ○ 相続税の申告書第8の2表の付表1など

※ 2面の注書を参照願います。

被相続人氏名

相続人等(特例適用者)

住 所

氏 名

電話 ()

開 設 理 士	所 在 地		
	氏 名		電話

(平成23年6月29日以前用) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例のチェックシート (2面)

- 注1 被相続人が相続開始の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みます。
- 4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第6条第1項第8号トに該当したときは、経済産業大臣の確認が不要です。
- 5 特例非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7の2第1項に規定する株式等をいいます。
- 6 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。
- 7 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第7項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。
- 8 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。
- 9 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第9項第1号に規定する総収入金額をいいます。
- 10 上記の租税特別措置法及び租税特別措置法施行令は、平成23年法律第82号及び政令第199号による改正前のものをいいます。

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注)担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の登記事項証明書(相続開始の日以後に作成されたものに限ります。)	<input type="checkbox"/>
2	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の直前及び相続開始の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限ります。)	<input type="checkbox"/>
3	相続開始の時における会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	<input type="checkbox"/>
4	後継者の戸籍謄本又は抄本、遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)	<input type="checkbox"/>
5	円滑化法施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第3項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
6	相続開始の時における会社の従業員数証明書(円滑化法施行規則第1条第6項に規定する証明書をいいます。)	<input type="checkbox"/>
7	相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、相続開始日の3年前の日の属する事業年度から相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書	<input type="checkbox"/>

※ 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの特例の適用を受ける場合に1面と併せて確認してください。

項目	確認内容(適用要件)	確認結果	確認の基となる資料
特定受贈同族会社株式等	① 平成22年3月31日までに後継者の納税地の所轄税務署長に、この特例の適用を受けようとする旨その他一定の事項を記載した届出書を提出していますか。	はい はい はい	○ 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書 ○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 株主名簿の写しなど
	② 後継者は、贈与の時から相続税の申告期限までの間のうち一定期間、役員等に就いていますか。	いいえ いいえ いいえ	
	③ 特例の適用を受けることを選択した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等の全てを贈与の時から相続税の申告期限までの間保有していますか。		
特定同族	○ 後継者が所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第70条の3の3第3項第4号に規定する確認日の翌日から2か月を経過する日までに、同条第1項に規定する確認書を後継者の納税地の所轄税務署長に提出していますか。	はい	○ 確認書の写し

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を上記に掲げる提出書類と併せて提出してください。

提出書類	チェック欄
後継者(相続人等)が、贈与の時から相続税の申告期限までの間のうち一定期間、役員等に就いていたことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>

(注) 特定同族株式等の贈与者が死亡した場合には、上記の書類の提出は必要ありません。

(平成23年6月30日以降用) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例のチェックシート(1面)

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- 2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- 3 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予」の特例を受ける場合には、非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例のチェックシートを使用してください。
- 4 このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出いただきますようお願いします。
- 5 被相続人からの贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できませんのでご注意ください。
- 6 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの特例の適用を受ける場合には、2面の要件も確認してください。

特例の適用に係る会社の名称:

項目	確認内容(適用要件)	確認結果	確認の基となる資料
被相続人	相続の開始前の いずれかの日	はい いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続の開始の直前 (注1)	はい いいえ はい いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
後継者 (相続人等)	相続の開始の直前	はい いいえ はい いいえ はい いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本 ○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 認定書の写し
	相続の開始の日 の翌日から5か月を経過する日	はい いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
会社	相続の開始の時	はい いいえ はい いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
	相続の開始の時から申告期限まで	はい いいえ	○ 相続税の申告書第8の2表の付表1など
	① 経済産業大臣の確認及び認定を受けていますか。(注4) ② 中小企業者ですか。 ③ 非上場会社ですか。 ④ 風俗営業会社には該当していませんか。 ⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注6) ⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注7)・(注8) ⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注9) ⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えてですか。(注10) ⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。 ⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ	○ 認定書の写し ○ 従業員数証明書 ○ 貸借対照表・損益計算書など ○ 損益計算書など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など ○ 相続税の申告書第8の2表の付表1など

※ 2面の注書きを参照願います。

被相続人氏名

相続人等(特例適用者)

住所

氏名

電話 ()

関与 税理士	所在 地		
	氏名	電話	

(平成23年6月30日以降用) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例のチェックシート(2面)

- 注1 被相続人が相続開始の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みます。
- 4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第6条第1項第8号トに該当したときは、経済産業大臣の確認が不要です。
- 5 特例非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7の2第1項に規定する株式等をいいます。
- 6 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第9項に規定する会社をいいます。
- 7 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。
- 8 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第8項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。
- 9 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。
- 10 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第10項第1号に規定する総収入金額をいいます。

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注)担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の登記事項証明書(相続開始の日以後に作成されたものに限ります。)	<input type="checkbox"/>
2	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の直前及び相続開始の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限ります。)	<input type="checkbox"/>
3	相続開始の時における会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	<input type="checkbox"/>
4	後継者の戸籍謄本又は抄本、遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)	<input type="checkbox"/>
5	円滑化法施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第3項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
6	相続開始の時における会社の従業員数証明書(円滑化法施行規則第1条第6項に規定する証明書をいいます。)	<input type="checkbox"/>
7	相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、相続開始日の3年前の日の属する事業年度から相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書	<input type="checkbox"/>

※ 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの特例の適用を受ける場合に1面と併せて確認してください。

項目	確認内容(適用要件)	確認結果	確認の基となる資料
特定受贈同族株式等	① 平成22年3月31日までに後継者の納税地の所轄税務署長に、この特例の適用を受けようとする旨その他一定の事項を記載した届出書を提出していますか。 ② 後継者は、贈与の時から相続税の申告期限までの間のうち一定期間、役員等に就いていますか。 ③ 特例の適用を受けることを選択した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等の全てを贈与の時から相続税の申告期限までの間保有していますか。	はい はい はい	○ 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書 ○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 株主名簿の写しなど
特定同族	○ 後継者が所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第70条の3の3第3項第4号に規定する確認日の翌日から2か月を経過する日までに、同条第1項に規定する確認書を後継者の納税地の所轄税務署長に提出していますか。	はい	○ 確認書の写し

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を上記に掲げる提出書類と併せて提出してください。

提出書類	チェック欄
後継者(相続人等)が、贈与の時から相続税の申告期限までの間のうち一定期間、役員等に就いていたことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>

(注) 特定同族株式等の贈与者が死亡した場合には、上記の書類の提出は必要ありません。

(参考) 遺産分割協議書の記載例

遺産分割協議書の書式は特に定まっているわけではありませんが、参考のために一つの記載例を示せば、次のとおりです。

- (注) 1 相続人のうちに未成年者がいる場合には、遺産の分割協議に当たって、家庭裁判所においてその未成年者の特別代理人の選任を受けなければならない場合があります。
- 2 遺産分割協議書に押印する印は、その人の住所地の市区町村長の印鑑証明を受けた印を使用してください。

遺産分割協議書

四 相続人夏野春子が取得する財産

被相続人朝日太郎（平成二十三年一月二十八日死亡）の遺産については、武藏野市南北町四丁目八番地の所の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決した。

(1) 国分寺市東西町五丁目六番地	(1) ○○社債券面額六百万円
宅地八拾九平方メートル	現金七拾万円

一 相続人朝日花子が取得する財産

武藏野市南北町四丁目八番地 参百式拾八平方メートル

右同所同番地 家屋番号八番地 床面積九拾九平方メートル

木造瓦葺平屋建 居宅 床面積九拾九平方メートル

右居宅内にある家財一式 壱千株

○○電力株式会社の株式 壱千五百株

株式会社○○製作所の株式 壱千五百株
株式会社朝日商店の株式 四万五千株
○○銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金

二 相続人朝日一郎が取得する財産

株式会社朝日商店の株式 四万五千株
○○銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金
預金 壱口 八百万円
洋画○○作「風景」ほか四点

国分寺市東西町五丁目六番地
三鷹市上下式丁目五番地
朝日次郎の特別代理人

相続人 夏野春子
印

武藏野市南北町四丁目八番地
武藏野市南北町四丁目八番地
相続人 朝日一郎

相続人 朝日花子
印

右のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するための本書を作成し、左に各自署名押印する。

平成二十三年五月十四日

五 相続人朝日一郎は、被相続人朝日太郎の次の債務を継承する

○○銀行○○支店からの借入金

この社会あなたの税がいきている



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。